

令和4年第9回定例会

孺恋村議会会議録

令和4年12月6日 開会

令和4年12月16日 閉会

孺恋村議会

令和4年第9回嬭恋村議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月6日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○事務局職員出席者	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○報告第11号の上程、説明、質疑	10
○議案調査について	12
○承認第7号の上程、説明	12
○日程の変更について	13
○議案第56号～議案第62号の一括上程、説明	13
○議案第63号の上程、説明	20
○議案第64号の上程、説明	21
○議案第65号の上程、説明	21
○議案第66号の上程、説明	22
○議案第67号の上程、説明	22
○議案第68号の上程、説明	23
○議案第69号の上程、説明	23
○議案第70号の上程、説明	24
○議案第71号の上程、説明	25
○議案第72号の上程、説明	25

○議案第 7 3 号の上程、説明	2 6
○議案第 7 4 号の上程、説明	2 6
○議案第 7 5 号の上程、説明	2 7
○議案第 7 6 号の上程、説明	2 7
○議案第 7 7 号の上程、説明	2 8
○議案第 7 8 号の上程、説明	2 8
○議案第 7 9 号の上程、説明	2 9
○議案第 8 0 号の上程、説明	2 9
○議案第 8 1 号の上程、説明	3 0
○発委第 1 号の上程、説明	3 1
○請願書、陳情書等の委員会付託について	3 1
○議員派遣の件について	3 2
○休会について	3 2
○散会の宣告	3 2

第 2 号 (1 2 月 1 2 日)

○議事日程	3 5
○本日の会議に付した事件	3 6
○出席議員	3 6
○欠席議員	3 6
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 6
○事務局職員出席者	3 7
○開議の宣告	3 8
○議事日程の報告	3 8
○承認第 7 号の質疑、討論、採決	3 8
○議案第 5 6 号の質疑、討論、採決	3 9
○議案第 5 7 号の質疑、討論、採決	4 3
○議案第 5 8 号の質疑、討論、採決	4 4
○議案第 5 9 号の質疑、討論、採決	4 5
○議案第 6 0 号の質疑、討論、採決	4 5

○議案第 6 1 号の質疑、討論、採決	4 6
○議案第 6 2 号の質疑、討論、採決	4 7
○議案第 6 3 号の質疑、討論、採決	4 7
○議案第 6 4 号の質疑、討論、採決	4 8
○議案第 6 5 号の質疑、討論、採決	4 9
○議案第 6 6 号の質疑、討論、採決	5 0
○議案第 6 7 号の質疑、討論、採決	5 1
○議案第 6 8 号の質疑、討論、採決	5 1
○議案第 6 9 号の質疑、討論、採決	5 2
○議案第 7 0 号の質疑、討論、採決	5 3
○議案第 7 1 号の質疑、討論、採決	5 4
○議案第 7 2 号の質疑、討論、採決	5 4
○議案第 7 3 号の質疑、討論、採決	5 5
○議案第 7 4 号の質疑、討論、採決	5 6
○議案第 7 5 号の質疑、討論、採決	5 7
○議案第 7 6 号の質疑、討論、採決	5 7
○議案第 7 7 号の質疑、討論、採決	5 8
○議案第 7 8 号の質疑、討論、採決	6 0
○議案第 7 9 号の質疑、討論、採決	6 0
○議案第 8 0 号の質疑、討論、採決	6 2
○議案第 8 1 号の質疑、討論、採決	6 2
○発委第 1 号の質疑、討論、採決	6 3
○議案第 8 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 4
○休会について	6 6
○散会の宣告	6 6

第 3 号 (12月16日)

○議事日程	6 9
○本日の会議に付した事件	6 9
○出席議員	6 9

○欠席議員	6 9
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 9
○事務局職員出席者	7 0
○開議の宣告	7 1
○議事日程の報告	7 1
○請願書、陳情書等の審査報告について	7 1
○一般質問	7 5
大久保 守 君	7 5
石 野 時 久 君	9 1
伊 藤 洋 子 君	1 0 3
上 坂 建 司 君	1 1 5
○閉会中の継続審査申出について	1 2 0
○閉議及び閉会の宣告	1 2 0
○署名議員	1 2 1

令和 4 年 第 9 回 定例 村 議 会

(第 1 号)

令和4年第9回嬭恋村議会定例会会議録

議事日程(第1号)

令和4年12月6日(火)午前10時04分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第11号 専決処分の報告について(工事請負契約の金額の変更)
- 日程第 6 承認第 7号 村有地賃貸借契約の承認について
- 日程第 7 議案第56号 令和4年度嬭恋村一般会計補正予算(第9号)
- 日程第 8 議案第57号 令和4年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第58号 令和4年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第59号 令和4年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第60号 令和4年度嬭恋村上水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第61号 令和4年度嬭恋村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第62号 令和4年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第63号 嬭恋村福祉医療費支給に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第64号 嬭恋村職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第65号 嬭恋村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第66号 嬭恋村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第67号 嬭恋村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第68号 嬭恋村職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第69号 嬭恋村職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第70号 嬭恋村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

- 日程第 2 2 議案第 7 1 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 7 2 号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 4 議案第 7 3 号 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 7 4 号 孺恋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 7 5 号 孺恋村職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 7 議案第 7 6 号 孺恋村職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 8 議案第 7 7 号 孺恋村個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第 2 9 議案第 7 8 号 孺恋村個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第 3 0 議案第 7 9 号 孺恋村特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 1 議案第 8 0 号 負担付きの寄附の受納について
- 日程第 3 2 議案第 8 1 号 財産の無償譲渡について
- 日程第 3 3 発委第 1 号 孺恋村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第 3 4 請願書、陳情書等の委員会付託について
- 日程第 3 5 議員派遣の件について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1 番	黒 岩 敏 行 君	2 番	土 屋 圭 吾 君
3 番	石 野 時 久 君	4 番	上 坂 建 司 君
5 番	佐 藤 鈴 江 君	6 番	土 屋 幸 雄 君
7 番	松 本 幸 君	8 番	黒 岩 忠 雄 君
9 番	伊 藤 洋 子 君	1 0 番	大久保 守 君
1 2 番	大 野 克 美 君		

欠席議員（1名）

1 1 番 羽生田 宗 俊 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	熊川 栄 君	教 育 長	地 田 功 一 君
総務課長	佐藤 幸 光 君	会計管理者兼 税務会計課長	望 月 浩 二 君
未来創造課長	熊川 明 弘 君	交流推進課長	宮 崎 貴 君
住民課長	宮崎 由美子 君	健康福祉課長	熊 川 真津美 君
建設課長補佐	竹 渕 幹 雄 君	農林振興課長	横 沢 貴 博 君
上下水道課長	宮 崎 忠 君	観光商工課長	黒 岩 建五郎 君
教育委員会 事務局 長	目 黒 康 子 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	土 屋 和 久	書 記	横 沢 右 京
--------	---------	-----	---------

開会 午前10時04分

◎開会及び開議の宣告

○議長（土屋幸雄君） 皆さん、おはようございます。

第9回定例会の招集に対し、多忙なところご参集いただきありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染が村内でも多く聞かれています。議員各位、村長をはじめとする当局職員におかれましては、感染予防に十分留意いただきまして、安全に会議を進めていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

会議中の発言は、マスクを着用したまま、着席のまま行うことを許可します。また、体調管理のための水分摂取を行うことを許可します。

ただいまの出席議員は11名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和4年第9回婦恋村議会定例会は成立いたしました。

よって、ただいまから開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（土屋幸雄君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（土屋幸雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定により、本定例会の会議録署名議員に、石野時久君、上坂建司君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（土屋幸雄君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの11日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月16日までの11日間に決定したいと思います。

◎諸般の報告

○議長（土屋幸雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、11月28日に開催されました議会運営委員会の報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 黒岩忠雄君登壇〕

○議会運営委員長（黒岩忠雄君） 議会運営委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、11月28日、委員会を開催し、当局から村長、総務課長の出席により、令和4年第9回議会定例会の運営について協議をいたしました。第9回議会定例会の会期は12月6日から16日までの11日間とし、一般質問の通告期限は12日午前10時までと決定いたしました。

提出予定案件は、報告1件、承認1件、議案27件で、うち1件の議案は、中日12日の提案であります。そのほかに、議会運営委員会発議の案件が1件であります。

主な内容としましては、令和4年度各会計補正予算、条例の制定及び一部改正、負担つき寄附の受納、財産の無償譲渡についてなど、27件の議案が提案される予定となっております。

また、当局より、提出議案並びに議題となっている案件の説明を行いたいとの申入れがあり、6日本会議終了後の全員協議会において行うことと決定いたしました。

今回、請願、陳情等については、請願1件、陳情1件の提出がありましたが、請願を総務文教常任委員会に、陳情を産業建設常任委員会に付託することといたしました。

各常任委員会並びに特別委員会は、12月12日に開催することと決定しました。

また、16日に行われる議会一般質問について、これまでと同様に一問一答方式で行うこと

に決まりました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（土屋幸雄君） 次に、監査委員から例月出納検査報告書9月から11月分を受理しましたので、配付のとおり報告します。

次に、本職において決定した議員派遣並びに9月定例会以後の主な諸行事は、お手元に配付したとおりであります。

次に、令和4年12月1日に嬭恋村教育長から令和4年度教育委員会点検・評価報告書が本職宛てに提出されましたので、報告書の写しをお手元に配付いたしました。

◎行政報告

○議長（土屋幸雄君） 日程第4、行政報告を行います。

村長から、行政報告を行うため、発言が求められておりますので、これを許可します。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 令和4年12月議会、行政報告をさせていただきます。

国際情勢でございますが、昨晩は世界最大のスポーツの祭典、サッカーの世界カップカタール大会、日本はクロアチアに惜敗いたしました。8強に残れず非常に残念でありましたが、日本国中が大変な喝采を浴びたところでございます。次回の大会、4年後になりますが、オリンピックよりも世界的に大きなイベントと伺っておりますので、ぜひとも今後も頑張ってくださいたらと思っております。

続いて、ウクライナ情勢でございます。

2月24日以降でございますが、世界的に食料安全保障の問題、あるいはエネルギー安全保障の問題が発生しております。我が国におきましても、P、N、K、特に肥糧の関係で、Pにつきましては中国が90%以上生産しておると、Kにつきましてはカリですね、カリにつきましてはロシア、ベラルーシ、ウクライナ、3か国において90%以上生産しておるということで、非常に食料の肥料が価格高騰しておる。また、ご存じのように、エネルギーにつきましては、天然ガスあるいは石油の価格が暴騰しておる現状がございます。

あわせて、中国や北朝鮮やロシアによります日本周辺における北東アジアにおける安

全保障の問題が喫緊の政策課題となっておるように伺っており、状況を確認しておるところでございます。世界がダイナミックに変化する今日を迎えております。

国内でございますけれども、やはり新型コロナウイルス感染症が一番大きな課題だと思っております。昨日現在、群馬県では人口が約193万人に対しまして30万6,387人ということで、15.5%の方が陽性になっておったという状況でございます。嬭恋村内におきましても、9,500弱の人口に対しまして800人以上が陽性になっておるという状況でございます。

蔓延しておる国内の状況がこれで分かると思われませんが、国におきましては、第8波拡大感染が季節性インフルエンザとの同時流行への懸念がされておるところでございます。新たな行動制限は、極端な制限を設けずに、社会経済活動をできる限り維持する方向で現在政策決定されておりますけれども、引き続きしっかりと我が村におきましても、対策本部も立ち上げてございますので、ワクチン接種をしっかりと行いながら、日常生活の中において健康管理、感染防止に努めてまいりたい、こう思っております。

なお、群馬県内では現在、12月9日までは警戒レベル2ということになっております。また、さらにオミクロン株変異株のXBBが県内でも初確認つい先日されたところでございます。引き続き緊張感を持って、村内の村民の皆様方の感染防止、感染拡大を皆さんと共にしっかりと対応してまいりたい、こう思っております。

大きな世界情勢変化、冒頭申し上げましたが、それに対応するべく、国のほうでは、つい過日補正予算が決定されました。ざっくりですけれども29兆円弱の予算でございました。先ほど申しましたような物価高騰、賃上げへの取組で7兆8,000億円、円安を活かした地域の稼ぐ力回復強化ということで3兆5,000億円、新しい資本主義の加速ということで5兆5,000億円、4点目で、国民の安全・安心の確保ということで7兆5,000億円ということでございました。我が村でも関わりのある補正についてはしっかりと確認をしながら、行政運営に当たってまいりたい、こう思っておるところでございます。

また、補正の関係でございますけれども、上信自動車道につきましては、補正が23億5,000万円つきました。渋川西バイパス、直轄分でございますが3億5,000万円、吾妻東バイパス15億円、吾妻東バイパス2期が5億円でございます。引き続き上信自動車道の整備促進に、しっかりと国のほうに同盟会を通して力を合わせてしっかりとお願いをしてまいりたい、こう思っております。

また、鳴岩橋の開通式が12月10日で渡り初めということでございます。令和元年10月12日の台風災害で一番被害の大きかった直轄国道事業の完成という時期を迎えました。国土交

通省には大変お世話になりまして、直轄事業の完成を見るところにやっとたどり着いてきたところでございます。

あわせまして、孀恋橋の関係でございますが、4月18日に片側通行が開始して以来、8月24日から一時期全面通行止めになりましたが、8月24日以来、現在、片側交互通行規制でございます。一日も早く、孀恋橋の復旧につきましては国・県にお願いをしておるところでございますが、本定例議会におきましても、担当の中之条土木事務所所長さんもお招きして、現在の状況を報告させていただけたらと考えておるところでございます。

また、孀恋橋の下のところにあります藤下堰堤でございますが、前も申し上げましたけれども、昭和29年に日本土木学会における金賞を受けた工事でございますが、これを全面的に解体して、国直轄で砂防決定ということを以前にも議会にも報告させていただきましたが、先日、国土交通省に建設課長及び伊藤室長と上信自動車道の陳情に行った折、砂防部長であります三上部長にもご挨拶させていただき、測量を開始しますというお言葉をいただきました。何とか本年度中にスタートできるということでございます。一日も早く、国の直轄において堰堤に替わる床固め工の工事をしっかりとさせていただけたらと思っておるところでございます。

次に、産業状況でございますが、第1次産業、キャベツを中心とする第1次産業でございますが、今年におきましては非常に低迷した結果でございます。農協さんベースの数字で申しますと、出荷高が、前年が1,424万ケースのところ、今年は1,503万ケースということで、出荷量につきましては79万ケースは多かったわけでございますけれども、販売の価格のほうにつきましては、前年が172億円、本年度が112億円ということで、逆に60億円の減となっております。非常に厳しい1年でございますけれども、生産者の皆さんと共にまた力を合わせて、日本一のキャベツの村でございますので、また生産者共々、しっかりと来年度に向かって新たなスタートを切れたらと考えておるところでございます。

第2次産業でございますけれども、現在まで、本年度入札が14回75件、金額ベースで12億4,184万円、対前年比で2億1,078万円増となっております。特に7月31日の豪雨でございましたが、先ほど申しました孀恋橋の下、藤下堰堤を含めまして、道路、小規模の土地改良事業あるいは辺地債を活用した事業で、その豪雨によりまして村内では46か所が災害を受けたということでございました。発注は全て終わっておりますけれども、いずれにせよ、雨が降ると非常に大きな災害が出る、なおかつ46か所という数字でございました。なるべく村の負担を少なくするべく、群馬県の農地の整備課に直接お願いをいたしまして、小規模土地

改良事業、あるいは辺地債を最大限活用して対応をしたところでございます。業者の皆様方におかれましては、大変仕事が忙しい中かと思われましても、雪が降る前に一日も早く復旧・復興にご理解、ご協力をお願いしたいと思っております。そういう意味で、非常に忙しい状況が第2次産業につきましても継続しておるのかなと考えておるところでございます。

第3次産業でございますが、現在は、愛郷ぐんま全国割、全国旅行支援ということで、10月11日から12月27日までは行われております。今までの群馬県内の状況でございますけれども、約、群馬県の発表ですが、95万人が利用して、経済効果は約420億円と県のほうでは発表されております。今後も、愛郷ぐんま等も通しながら、第3次産業、これから冬シーズンを迎えるところでございます。年末年始、あるいは嬭恋村においては何といたっても冬場はスキー場でございます。スキー場を通してお客様が多数訪れていただき、そしてお金を落とすようにしっかりと取り組んでまいりたい、こう思っておるところでございます。

ちなみに、愛郷キャンペーンの第4弾、5弾、令和4年度分の数字でございますが、村内における数字は、延べでございますが14万5,668人、金額ベースで2億8,852万2,000円ということでございます。それなりに愛郷ぐんま等の、国・県のご支援をいただいてやってきましたが、今後も国・県の制度につきましても最大限活用させていただきながら、第3次産業のために取り組んでまいりたい、こう思っておるところでございます。

今後でございますけれども、現在、嬭恋会館の建て替えの検討委員会を立ち上げさせていただき、現在、鋭意準備を進めておるところでございます。全員協議会等、あるいは補正予算等でまた説明をさせていただきますが、しっかりと一步一步取り組んでまいりたい。そのほか、役場庁舎、その他、約ざっくりですが108ある建物を73ぐらいに統合しようという計画が既に出来上がっておりますので、議会の皆様及び村民の皆さんのご意見をしっかりと承りながら、スピード感を持って、また予算の財政規律を守りながら、国・県の補助事業、交付金事業も活用しながら、しっかりと取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

なお、国のほうの予算編成作業は既に始まっております。今月12月23日前後には、国の予算原案が決定すると思われましても、今までも私どもも、国・県にも予算要望をたくさんしてまいったところでございます。関連する農協さん、あるいは商工会さん等も、国・県にお願いをして、予算編成が国のほうでは今月の23日頃、政府原案が決まる状況になってきております。私どものほうでは、予算編成作業、国の動向を、政策の方向をしっかりと確認しながら、国・県の交付金、補助金等をしっかりと確認しつつ、予算編成作業に入ってまいりたい

と、こう思っておるところでございます。

今後の主な予定でございますが、コロナの関係で諸々の行事が全国的に中止になったり延期になったりしておるところでございますけれども、今後、群馬県内の状況をしっかり確認をしましたところ、賀詞交歓会につきましては、県のほうも行うということでございます。それに併せまして、1月6日には群馬県の賀詞交歓会、上毛新聞社の賀詞交歓会、吾妻郡町村会議長会における賀詞交歓会を行うということで、嬭恋村におきましては1月7日に、嬭恋消防団出初め式及び嬭恋村賀詞交歓会、必要最低限の人数で行ってまいりたいと考えております。

また、1月9日には、嬭恋村20歳のつどいということで、成人式に替わる行事を行う予定で進めております。なお、コロナ禍でございますので、必要最低限の人数で感染防止に努めながら式典等を行ってまいりたい、こう思っております。

今後の私の公務日程でございますが、公務日程につきましてはホームページで参照していただけたらと思っております。

いずれにせよ、私ども当局と議会は二元制の原則であります。しっかりとスクラムを組んで、村づくりに励んでまいりたい、こう思っております。

なお、環境、食料、エネルギーという3つのキーワードが、私は地球上で大切なキーワードだと思っております。民主主義の原則である最大多数の最大幸福を目指し、シンク・グローバル、最終的にはアクト・ローカル、地域のためにということで、しっかり前向きに取り組んでまいりたいと思っております。SDGs、持続可能な社会づくりを目指してまいりたい、こう思います。

以上をもちまして、行政報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） これで行政報告は終わりました。

◎報告第11号の上程、説明、質疑

○議長（土屋幸雄君） 日程第5、報告第11号 専決処分報告について（工事請負契約の金額の変更）を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、上坂建司君の退場を求めます。

〔4番 上坂建司君退席〕

○議長（土屋幸雄君） 本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第11号 専決処分の報告について、報告理由を申し上げます。

本件は、令和3年度村道大平バラギ線法面補修工事による工事請負契約の金額変更について、専決処分したものでございます。

村長において専決処分することのできる事項の指定（昭和60年議決）第1号に基づきまして、専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

詳細については、担当課長より説明させますので、よろしくお願いをいたします。慎重なご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 建設課長補佐。

〔建設課長補佐 竹淵幹雄君登壇〕

○建設課長補佐（竹淵幹雄君） 報告第11号 専決処分の報告について（工事請負契約の金額の変更）です。詳細説明をさせていただきます。

次頁をご覧ください。

令和4年専決第10号 専決処分書になります。

専決処分事項といたしまして、1、処分事項、工事請負契約の変更。

2、処分内容、1、工事名、令和3年度村道大平バラギ線法面補修工事。2、契約金額、変更前6,435万円、変更後6,349万2,000円、85万8,000円の減額です。3、工事場所、嬭恋村大字干俣地内。バラギにあります嬭恋銘水さんの近くののり面になります。4、契約の相手方、吾妻郡嬭恋村大字芦生田410-2、上坂建設株式会社代表取締役、上坂真理。

工期につきましてですが、令和4年3月10日から令和4年11月18日までとなります。

工事概要としましては、経年劣化しましたのり面について一部崩壊が発生するなど危険な状態であったため、既設のモルタル吹付けを取り壊し、のり面を成形後、のり枠工について吹付けを行いました。施工延長としますと128.8メートル、吹付け面積は1,000平米になります。

今回の主な変更は、発注後、現地精査検討の結果、のり枠の延長を短くできたことによる減額になります。よろしくお願います。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で報告第11号 専決処分の報告について（工事請負契約の金額の変更）を終わります。

上坂建司君の入場をお願いいたします。

[4番 上坂建司君復席]

◎議案調査について

○議長（土屋幸雄君） お諮りいたします。日程第6から日程第33までの各議案等につきまして、本日は提案のみとさせていただきます、審議は12日に行うこととし、本日から11日まで議案調査にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます

よって、日程第6から日程第33までの議案等は提案のみとし、本日から11日まで議案調査といたします。

◎承認第7号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第6、承認第7号 村有地賃貸借契約の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 承認第7号 村有地賃貸借契約の承認について、提案理由を説明させていただきます。

長野原町に所在する本村所有の旧平和不動産別荘地跡地の利活用に伴うフィノス株式会社との賃貸借契約となります。近隣の村有地の賃貸単価と同様に、平米単価36円50銭での貸付けとなります。また、契約期間につきましては、2022年12月16日から2042年12月15日ま

での20年間の契約となり、契約後3年間は現在の単価を据置き、以降3年ごとに協議を行い、単価の見直しを行っていく内容となります。

慎重なるご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

◎日程の変更について

○議長（土屋幸雄君） お諮りします。日程第7から日程第13までは、いずれも令和4年度補正予算関係の関連議案であります。

よって、この際、日程を変更し、日程第7から日程第13までを一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、日程は変更されました。

◎議案第56号～議案第62号の一括上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第7から日程第13までを一括議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第56号 令和4年度孺恋村一般会計補正予算（第9号）から議案第62号までの各特別会計補正予算につきまして提出をさせていただきましたが、私のほうからは、議案第56号 孺恋村一般会計補正予算（第9号）の概要を説明させていただき、詳細及び各特別会計につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

まず、一般会計では、歳入歳出予算から973万6,000円を減額し、総額85億2,338万3,000円とするものでございます。

歳入につきましては、まず国庫支出金において、感染症予防接種負担金及び電力・ガス・

食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費補助金が増額となっております。過疎対策事業債及び文化会館建設基金繰入金においては、新婦恋会館建設事業において項目替えなどがございましたので、それに伴いそれぞれ減額となっております。

財政調整基金繰入金につきましては、1億384万8,000円の増額とさせていただきます。

続いて、歳出でございますが、全体に共通した内容としては、人事異動等による人件費の補正及び電気料金高騰の影響により電気代の増額補正しております。その他、各款における主な内容になりますが、民生費において、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を1,300万円増額、衛生費において、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業を2,696万7,000円の増額をさせていただきました。

次に、農林水産業費になりますが、「野菜王国・ぐんま」強化対策総合事業について1,014万円の減額となっております。

続いて、商工費になりますが、商工振興事業において、商工会館建設費用として7,520万円増額となっておりますが、こちらにつきましては、新婦恋会館建設事業からの振り替えとなります。商工費としてもう一点、村内の宿泊業者及びスキー場の支援として、冬のスキー場活用による村内消費促進事業費を2,000万円計上させていただきました。

最後に、教育費になりますが、新婦恋会館建設事業において、解体工事費等を1億3,520万円を減額させていただきます。

以上が一般会計補正予算（第9号）の主な内容となります。大変雑駁ではありますが、私からの提案説明とさせていただきます。慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 初めに、議案第56号 令和4年度婦恋村一般会計補正予算（第9号）について、詳細説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） 議案第56号 令和4年度婦恋村一般会計補正予算（第9号）の詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ973万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億2,338万3,000円とするものでございます。

8ページをご覧いただきたいと思います。

まず、歳入でございますけれども、主なものを説明させていただきます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、感染症予防接種負担金としまして1,800万円、その下、2項国庫補助金、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費補助金1,300万円を計上させていただいております。

次、9ページをご覧くださいと思います。

9ページの下、19款繰入金ですけれども、財政調整基金繰入金としまして1億384万8,000円、その下、文化会館建設基金繰入金、これは8,450万円の減額でございます。

10ページをご覧ください。

下の22款村債ですけれども、辺地対策事業債、こちらは村道の災害復旧等係りますけれどもも940万円の追加、その下、過疎対策事業債（ハード）、これは、新婦恋会館の建設工事を予定していましたが5,070万円の減額、その下、緊急浚渫推進事業債1,300万円の減額でございます。

続いて、次のページ、11ページをご覧ください。

歳出でございます。

主に、人件費の調整がございます。最終ページの給与費明細書に記載してございますけれども、全体では3,034万2,000円の減額となっております。

15ページをご覧ください。

15ページ、3款の民生費になりますけれども、中ほど、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業、給付金としまして1,300万円の追加でございます。

17ページをご覧ください。

4款の衛生費ですけれども、一番上でございます新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業2,696万7,000円でございます。

続きまして、20ページをご覧ください。

7款の商工費ですけれども、中ほど、2目の商工振興費、商工振興事業としまして施設設計の委託で1,020万円、施設工事費で6,500万円ですけれども、こちらは商工会館の建設工事費であります。教育費から予算を移したもので、この後の教育費で同額を減額としております。

その下、3目の観光費ですけれども、冬のスキー場活用による村内消費促進事業としまして2,000万円、内訳は10節でリフト券の購入代900万円、18節で婦恋村冬のクーポン券負担金として900万円を計上させていただいております。

続いて、23ページをご覧ください。

23ページ中ほどの10款教育費になります。

こちらのほうは、東部小、西部小、それから孺恋中学校ということで、それぞれ電気代の高騰によりまして電気代を増額とさせていただいております。

次の24ページですけれども、同じく西部幼稚園、それから東部こども園、こちらも同じに電気代を増額させていただいております。

次、25ページをご覧ください。

25ページ、まず2目の公民館費ですけれども、新孺恋会館建設事業の中の12節附帯施設設計委託料1,020万円の減額、14節の解体工事費6,000万円の減額、附帯施設工事費としまして6,500万円の減額をさせていただいております。この中で、12節の設計委託と附帯施設工事費、合わせて7,520万円は、先ほどの商工費のほうに移し替えたものでございます。

続いて、その下、6目の資料館運営費でございますけれども、資料館の改修事業としまして、こちらは雨漏りに伴う改修を予定しております。合計で、設計工事費合わせまして1,032万5,000円を計上させていただきました。

その下、11款災害復旧費ですけれども、こちらは財源変更ということで書いてございますけれども、一般財源のほうから辺地債を増やして、起債のほうに財源を振り替えたという内容でございます。

以上、一般会計の詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 次に、議案第57号 令和4年度孺恋村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 宮崎由美子君登壇〕

○住民課長（宮崎由美子君） 議案第57号 令和4年度孺恋村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明をさせていただきます。

事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ638万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億5,618万7,000円とするものでございます。

それでは、3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入になります。

6款繰入金、補正額589万4,000円の減、主に、保険基盤安定繰入金の減額によるものです。

7 款繰越金、補正額723万5,000円の増、前年度の繰越金を繰り入れるものとなります。

8 款諸収入、補正額503万9,000円の増、国保連合会保険給付費等交付金普通交付金余剰金精算金になります。

次に、歳出になります。

4 ページをご覧くださいと思います。

9 款諸支出金、補正額638万6,000円の増、主なものは、国庫支出金返還金及び保険給付費等交付金の返還金、特定健康審査等負担金償還金となっております。詳細は8 ページとなっておりますので、後ほどご覧くださいと思います。

表右側の財源内訳になりますが、第3 款国民健康保険事業費納付金の内訳は、国・県支出金が6,000円の増、その他589万4,000円減、一般財源が588万8,000円の増、これは歳入の繰入金が増額したことによる財源変更の補正になります。

第9 款諸支出金は、一般財源638万6,000円の増となります。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 次に、議案第58号 令和4 年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1 号）について、詳細説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 宮崎由美子君登壇〕

○住民課長（宮崎由美子君） 議案第58号 令和4 年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1 号）について、詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ387万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1 億8,671万7,000円とするものでございます。

3 ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書になります。

歳入です。

第4 款繰入金、補正額387万8,000円減です。これは、保険基盤安定繰入金の減額によるものです。

続きまして、4 ページをお願いいたします。

歳出になります。

第2 款後期高齢者医療広域連合納付金、補正額387万8,000円の減で、これは群馬県の広域連合からの精算通知により補正するものになります。財源内訳は、一般財源387万8,000

円の減となります。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 次に、議案第59号 令和4年度婦恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 議案第59号 令和4年度婦恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ131万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,914万1,000円とするものでございます。

5ページをご覧ください。

歳入について説明させていただきます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金、第1節一般会計繰入金131万6,000円の増額ですが、歳出の増額に伴う調整でございます。

6ページをご覧ください。

歳出について説明させていただきます。

第1款衛生費、第1項簡易水道管理費、第1目一般管理費、第3節職員手当等5万円の増額は、人事院勧告による調整、第10節需用費105万6,000円の増額につきましては、電気料の高騰による増額でございます。第13節使用料及び賃借料11万円の増額補正につきましては、雪の影響で水道の検針が困難な場所に一部導入した遠隔で検針ができるスマートメーターの使用料を計上させていただきました。

第3款公債費、第1項公債費、第2目利子、第22節償還金・利子及び割引料10万円の増額補正につきましては、起債償還金の精算による調整でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 次に、議案第60号 令和4年度婦恋村上水道事業会計補正予算（第1号）について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 議案第60号 令和4年度婦恋村上水道事業会計補正予算（第

1号)について、詳細説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出、第2条、収入につきましては、第1款水道事業収益の合計額は1億8,649万9,000円で補正はありません。

支出としまして、第2款水道事業費用、第1項営業費用90万円の増額としまして、収益的支出の合計を1億7,570万円とするものでございます。

議会の議決を経なければ流用することができない経費、第3条、科目、職員給与費を110万円減額しまして、合計額を2,457万8,000円とするものでございます。

2ページの上水道事業会計補正予算明細書をご覧ください。

収益的収入及び支出です。

支出、第2款水道事業費用、第1項営業費用、第1目配水及び給水費90万円の増額につきましては、人件費の調整、漏水修理の修繕費、材料費の不足分の補正でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長(土屋幸雄君) 次に、議案第61号 令和4年度孺恋村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

[上下水道課長 宮崎 忠君登壇]

○上下水道課長(宮崎 忠君) 議案第61号 令和4年度孺恋村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,992万7,000円とするものでございます。

5ページをご覧ください。

歳入について説明させていただきます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金41万円の増額ですが、人件費の減額及び電気代の増加に伴う調整でございます。

6ページをご覧ください。

歳出について説明させていただきます。

第1款下水道費、第1項業務管理費、第1目総務管理費、第2節給料30万円の減額、3節職員手当等5万円の増額、4節共済費15万円の減額ですが、人事異動、人事院勧告による調整でございます。

第3目処理場管理費、第10節需用費81万円の増額ですが、電気料金の高騰による増額補

正でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 次に、議案第62号 令和4年度婦恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 議案第62号 令和4年度婦恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ555万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億467万2,000円とするものでございます。

5ページをご覧ください。

歳入について説明させていただきます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金533万円の増額ですが、人件費の増加及び電気代の増加に伴う調整でございます。

第8款諸収入、第2項雑入、第1目雑入22万円の増額ですが、既設下水道施設移転補償費でございます。

6ページをご覧ください。

歳出について説明させていただきます。

第1款農業集落排水事業費、第1項業務管理費、第1目総務管理費、第2節給料240万円の増額、3節職員手当等97万円の増額、4節共済費63万円の増額ですが、再任用職員人件費の一般会計からの振り替えによる増額でございます。

第3目処理場管理費、第10節需用費133万円の増額ですが、電気料金の高騰による増額補正でございます。

第2項農業集落排水事業費、第1目集落排水事業費、第14節工事費22万円の増額ですが、水路工事に伴うポンプ制御盤の移転工事費でございます。

以上、よろしく願いいたします。

◎議案第63号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第14、議案第63号 嬭恋村福祉医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第63号 嬭恋村福祉医療費支給に関する条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

福祉医療費の子供の受給資格対象年齢上限を15歳から18歳に引上げ、現在の中学校卒業を高校卒業までと拡大を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

◎議案第64号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第15、議案第64号 嬭恋村職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第64号 嬭恋村職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本年度の人事院勧告及び群馬県人事委員会勧告において、勤勉手当の増額と若年層の月例給の引上げが勧告されました。勧告に基づき、職員及び再任用職員の勤勉手当と給料表の見直す必要があることから、本条例を改正するものでございます。

ご審議いただきまして、ご承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

◎議案第65号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第16、議案第65号 嬭恋村特別職の職員で常勤のものものの給与及

び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第65号 孺恋村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本年度の人事院勧告等において、一時金の増額が勧告されました。勧告に基づき、議案第64号の孺恋村職員の給与に関する条例の一部改正を行いますが、それに準ずる形で特別職の期末手当を見直す必要があることから、本条例を改正するものでございます。

ご審議をいただきまして、ご承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

◎議案第66号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第17、議案第66号 孺恋村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第66号 孺恋村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

本年度の人事院勧告等において、一時金の増額が勧告されました。勧告に基づき、議案第64号の孺恋村職員の給与に関する条例の一部改正を行いますが、それに準ずる形で議会議員の期末手当を見直す必要があることから、本条例を改正するものであります。

ご審議をいただきまして、ご承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

◎議案第67号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第18、議案第67号 孺恋村会計年度任用職員の給与及び費用弁

償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第67号 孺恋村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本年度の人事院勧告等において、月例給の引上げが勧告されました。勧告に基づき、議案第64号の孺恋村職員の給与に関する条例の一部改正を行いますが、それに準ずる形で会計年度任用職員の給料表を見直す必要があることから、本条例を改正するものでございます。

ご審議をいただきまして、ご承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

◎議案第68号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第19、議案第68号 孺恋村職員の定年等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第68号 孺恋村職員の定年等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

地方公務員法の改正により、職員の定年年齢が段階的に引き上げられることとなります。法の改正に基づき、職員の定年延長及びそれに関する条文や文言などを見直す必要があることから、本条例を改正するものでございます。

ご審議をいただきまして、ご承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

◎議案第69号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第20、議案第69号 孺恋村職員の給与に関する条例の一部改正

についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第69号 婦恋村職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

地方公務員法の改正により、職員の定年年齢が段階的に引き上げられることとなります。法の改正に基づき、議案第68号の婦恋村職員の定年等に関する条例の一部改正を行いますが、それに準ずる形で定年延長に関する条文や文言などを見直す必要があることから、本条例を改正するものでございます。

ご審議をいただきまして、ご承認賜りますよう、よろしく願いをいたします。

◎議案第70号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第21、議案第70号 婦恋村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第70号 婦恋村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

地方公務員法の改正により、職員の定年年齢が段階的に引き上げられることとなります。法の改正に基づき、議案第68号の婦恋村職員の定年等に関する条例の一部改正を行いますが、それに準ずる形で定年延長に関する条文や文言などを見直す必要があることから、本条例を改正するものでございます。

ご審議をいただきまして、ご承認賜りますよう、よろしく願いをいたします。

◎議案第71号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第22、議案第71号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第71号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

地方公務員法の改正により、職員の定年年齢が段階的に引き上げられることとなります。法の改正に基づき、議案第68号の婦恋村職員の定年等に関する条例の一部改正を行います。それに準ずる形で定年延長に関する条文や文言などを見直す必要があることから、本条例を改正するものでございます。

ご審議をいただきまして、ご承認賜りますよう、よろしく願いをいたします。

◎議案第72号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第23、議案第72号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第72号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

地方公務員法の改正により、職員の定年年齢が段階的に引き上げられることとなります。法の改正に基づき、議案第68号の婦恋村職員の定年等に関する条例の一部改正を行います。それに準ずる形で定年延長に関する条文や文言を見直す必要があることから、本条例を改正するものであります。

ご審議をいただきまして、ご承認賜りますよう、よろしく願いをいたします。

◎議案第73号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第24、議案第73号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第73号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

地方公務員法の改正により、職員の定年年齢が段階的に引き上げられることとなります。法の改正に基づき、議案第68号の孺恋村職員の定年等に関する条例の一部改正を行いますが、それに準ずる形で定年延長に関する条文や文言などを見直す必要があることから、本条例を改正するものでございます。

ご審議をいただきまして、ご承認賜りますよう、よろしく願いをいたします。

◎議案第74号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第25、議案第74号 孺恋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第74号 孺恋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

地方公務員法の改正により、職員の定年年齢が段階的に引き上げられることとなります。法の改正に基づき、議案第68号の孺恋村職員の定年等に関する条例の一部改正を行いますが、それに準ずる形で定年延長に関する条文や文言などを見直す必要があることから、本条例を改正するものでございます。

ご審議をいただきまして、ご承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

◎議案第75号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第26、議案第75号 婦恋村職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第75号 婦恋村職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

地方公務員法の改正により、職員の定年年齢が段階的に引き上げられることとなります。法の改正に基づき、議案第68号の婦恋村職員の定年等に関する条例の一部改正を行いますが、それに準ずる形で定年延長に関する条文や文言などを見直す必要があることから、本条例を改正するものでございます。

ご審議をいただきまして、ご承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

◎議案第76号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第27、議案第76号 婦恋村職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第76号 婦恋村職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

地方公務員法の改正により、職員の定年年齢が段階的に引き上げられることとなります。法の改正に基づき、議案第68号の婦恋村職員の定年等に関する条例の一部改正を行いますが、

それに準ずる形で定年の延長に関する条文や文言などを見直す必要があることから、本条例を改正するものでございます。

ご審議をいただきまして、ご承認賜りますよう、よろしく願いをいたします。

◎議案第77号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第28、議案第77号 嬭恋村個人情報保護法施行条例の制定についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第77号、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され、令和5年4月1日から地方公共団体にもこの規定が適用されることとなったため、地方公共団体は施行に必要な事項を定める条例を制定する必要があります。

現行の嬭恋村個人情報保護条例（平成17年条例第9号）の規定に大半が新法に規定されていることから、現行の条例を廃止し、新たに新法の施行に必要な事項を定める条例を制定するものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

◎議案第78号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第29、議案第78号 嬭恋村個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第78号 嬭恋村個人情報保護審査会条例の制定について、提案理由を申し上げます。

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され、令和5年4月1日から地方公共団体にもこの規定が適用されることとなったため、地方公共団体はこの規定に基づき必要な事項を定める条例を制定する必要があります。

現在、嬭恋村個人情報保護審査会に関わる事項については、嬭恋村個人情報保護条例において規定されておりますが、新たに審査会の役割が規定され、また、制定予定の嬭恋村議会の個人情報の保護に関する条例に基づいた諮問にも対応する必要があることから、審査会の設置等に関して必要な事項を定める条例を制定するものでございます。

慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

◎議案第79号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第30、議案第79号 嬭恋村特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第79号 嬭恋村特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

特別職非常勤職員に該当する個人情報保護審査会委員について、条例の一部を改正し、報酬の支払い及び費用弁償を行えるよう改正するものでございます。

ご審議をいただきまして、ご承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

◎議案第80号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第31、議案第80号 負担付きの寄附の受納についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第80号 負担付きの寄附の受納について、提案理由を申し上げます。

負担付き寄附を受納することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第9号の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

◎議案第81号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第32、議案第81号 財産の無償譲渡についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第81号 財産の無償譲渡について、提案理由を説明申し上げます。

今回提案させていただきます財産は、村内の地域情報通信格差解消のため、国の助成制度である平成21年度地域情報通信基盤整備推進交付金を活用して整備した光ファイバーケーブル設備及び附属設備でございます。この設備は、東日本電信電話株式会社とのIRU契約により、光通信サービスを提供する公設民営方式で整備を実施しましたが、10年間の保守契約、長期賃貸借契約は令和3年2月28日に満了を迎え、保守契約は単年度、賃貸借契約は5年間の期間延長とする契約を締結しておりますが、光ファイバーケーブルが10年の耐用年数を経過し、今後多額な設備更新費用が見込まれます。

村の財政的負担と維持管理に関わる人的負担を削減するとともに、災害時の迅速な対応や効率化、効果的な整備、また該当地域への利用者への継続的かつ安定的なサービス提供を実現するために、総務省のガイドラインに基づきまして、現契約の相手方である東日本電信電話株式会社との協議を行った結果、譲渡の受入れについて内諾をいただきました。

つきましては、設備の民間移行に伴う財産の無償譲渡につきまして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の承認を賜りますようお願いをい

たします。よろしくお願いいたします。

◎発委第1号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第33、発委第1号 婦恋村議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

議会運営委員長、黒岩忠雄君。

〔議会運営委員長 黒岩忠雄君登壇〕

○議会運営委員長（黒岩忠雄君） 発委第1号 婦恋村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提案理由を説明いたします。

現行の婦恋村個人情報保護条例においては、実施機関として議会も定義をされているところでありますが、個人情報保護法改正に伴い、議会は適用外とすることとされ、議会における個人情報保護条例を新たに制定する必要性が生じました。

婦恋村議会の個人情報の保護に関する条例を制定し、議会が保有する個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めるものです。

以上で提案理由の説明を申し上げました。よろしくお願いいたします。

◎請願書、陳情書等の委員会付託について

○議長（土屋幸雄君） 日程第34、請願書、陳情書等の委員会付託についてを議題といたします。

本日までに受理した請願書及び陳情書等は、別紙請願・陳情文書表のとおりであります。

会議規則第91条第1項の規定により、請願・陳情等の審査を別文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

◎議員派遣の件について

○議長（土屋幸雄君） 日程第35、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員を派遣しようとするときは、議会の議決で決定することになっておりますが、お手元に配付しました資料のとおり、議員派遣を決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

なお、この際、お諮りいたします。決定された議員派遣について変更が生じた場合は、本職に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました議員派遣につきましては、変更が生じた場合は本職に一任することに決定いたしました。

◎休会について

○議長（土屋幸雄君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、11日まで休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、明日から11日まで休会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（土屋幸雄君） 本日は、これにて散会をいたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前 11 時 26 分

令和 4 年 第 9 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和4年第9回嬭恋村議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和4年12月12日(月)午前10時02分開議

- 日程第 1 承認第 7号 村有地賃貸借契約の承認について
- 日程第 2 議案第56号 令和4年度嬭恋村一般会計補正予算(第9号)
- 日程第 3 議案第57号 令和4年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 4 議案第58号 令和4年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 5 議案第59号 令和4年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 6 議案第60号 令和4年度嬭恋村上水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議案第61号 令和4年度嬭恋村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議案第62号 令和4年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第63号 嬭恋村福祉医療費支給に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第64号 嬭恋村職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第65号 嬭恋村特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第66号 嬭恋村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第67号 嬭恋村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第68号 嬭恋村職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第69号 嬭恋村職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第70号 嬭恋村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第71号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第72号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第73号 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第74号 嬭恋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

- 日程第 2 1 議案第 7 5 号 孀恋村職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 2 2 議案第 7 6 号 孀恋村職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正について
日程第 2 3 議案第 7 7 号 孀恋村個人情報保護法施行条例の制定について
日程第 2 4 議案第 7 8 号 孀恋村個人情報保護審査会条例の制定について
日程第 2 5 議案第 7 9 号 孀恋村特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬
及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 2 6 議案第 8 0 号 負担付きの寄附の受納について
日程第 2 7 議案第 8 1 号 財産の無償譲渡について
日程第 2 8 発委第 1 号 孀恋村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
日程第 2 9 議案第 8 2 号 工事請負契約の締結について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（8名）

1 番	黒 岩 敏 行 君	3 番	石 野 時 久 君
4 番	上 坂 建 司 君	6 番	土 屋 幸 雄 君
8 番	黒 岩 忠 雄 君	9 番	伊 藤 洋 子 君
1 0 番	大久保 守 君	1 1 番	羽生田 宗 俊 君

欠席議員（4名）

2 番	土 屋 圭 吾 君	5 番	佐 藤 鈴 江 君
7 番	松 本 幸 君	1 2 番	大 野 克 美 君

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊 川 栄 君	教 育 長	地 田 功 一 君
総 務 課 長	佐 藤 幸 光 君	会 計 管 理 者 兼 税 務 会 計 課 長	望 月 浩 二 君
未 来 創 造 課 長	熊 川 明 弘 君	交 流 推 進 課 長	宮 崎 貴 君
住 民 課 長	宮 崎 由 美 子 君	健 康 福 祉 課 長	熊 川 真 津 美 君
建 設 課 長	滝 沢 勇 司 君	農 林 振 興 課 長	横 沢 貴 博 君

上下水道課長 宮崎 忠君 観光商工課長 黒岩 建五郎 君
教育委員会 目黒 康子 君
事務局 局長

事務局職員出席者

議会事務局 局長 土屋 和久 書記 横沢 右京

開議 午前10時02分

◎開議の宣告

○議長（土屋幸雄君） 本日の出席議員は8名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第9回婦恋村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（土屋幸雄君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎承認第7号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第1、承認第7号 村有地賃貸借契約の承認についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

〔「すみません」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） すみません、伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 私は、この契約には、積極的にというか賛成なんですけれども、先日

の全員協議会でも述べましたけれども、やはりこれを行うことが村にとっていい方向に行くということで、例えば村内の方の雇用を生み出すように今後の話合いの中で行っていくとか、あとはいろんな業者さんを活用していただくとか、そんなことも話合いの中でぜひ入っていて、村の地域経済の発展に寄与できるような契約にさせていただくことを期待して、賛成したいと思います。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、承認第7号は原案のとおり承認されました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第2、議案第56号 令和4年度婦恋村一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 初めに、すみません、歳入のところなんですけれども、すみません、ちょっとプリントアウトしてページ数まで出なかったもので、ページ数述べられなくてすみません。

2番の歳入のところの、国庫補助金のこれは、1目の説明の中で電力・ガス・食料品のところで1,300万円あるんですけれども、この補助金について、もう一度説明していただければと思います。

次に、林業のところ、6款農林水産業費、林業費、17節の公用車購入費というので、有害鳥獣対策ということで、これは、例えば軽トラとか何かを買うものなのか、そして現在、何台に、鳥獣被害パトロールとかというのがありますけれども、今度で何台目になるのかを説明していただければと思います。

次に、7款の商工費のところ、商工振興事業で7,520万円ほどが書かれているのと、教育費のほうの関係のと関連づけして説明していただければと思うんですけども、教育振興費のほうでは、社会教育費の公民館費のところマイナスになっているというの、そこのお金の動きを関連づけて説明していただければと思います。

次に……

○議長（土屋幸雄君） はい、ちょっとこれ、あんまり幾つも……

○9番（伊藤洋子君） もう一点だけですけれども。

○議長（土屋幸雄君） はい。それじゃ、もう一点だけ。

○9番（伊藤洋子君） すみません。

職員の給与明細のところですけども、一般職で職員が3人減っていることになりましてけれども、この補充とかされているのかどうか。臨時対応をしたのかどうかとか、その辺について説明をしていただければと思います。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 順次、答弁をお願いします。

住民課長。

〔住民課長 宮崎由美子君登壇〕

○住民課長（宮崎由美子君） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

歳入の国庫支出金、国庫補助金の臨時特別給付事業費補助金になりますが、こちらは、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費の補助金となります。今回、補正させていただいたものにつきましては、5万円の、住民税非課税世帯に5万円の給付を行うんですが、こちらがシステムを導入し人数を出したところ、ちょっと260世帯分見込み違いで増えた分を補正させていただくようになっております。

よろしいでしょうか。すみません。

○議長（土屋幸雄君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 伊藤議員のご質問でございます。

補正の関係ですが、ただいま運用させていただいております軽トラを入替えということでご理解いただければと思います。なので、総数は増えておりません。

よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 黒岩建五郎君登壇〕

○観光商工課長（黒岩建五郎君） 伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

商工費と教育委員会の費用の関係なんですけれども、もともと教育委員会の新婦恋会館建設事業に伴う附帯施設の設計委託料ということで1,020万円を計上していたものを、今回、仮設ではなく本設の事務所を造るということで、商工費において事務所兼倉庫の設計委託料及び旧保育園跡地の駐車場設計委託料ということで1,020万円、また、工事費につきましても、附帯施設の工事費ということで、教育費で6,500万円計上していたものを、新たに建設いたします事務所兼倉庫の建築工事として6,000万円、旧保育園跡地駐車場整備工事として500万円、合計6,500万円、トータルで7,520万円を教育費から商工費に移替えさせていただいたというものでございます。

以上でございます。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） 26ページの給与費明細書の件ですけれども、左下のほうでマイナス3ということで、退職の職員がでございます。

これにつきましては、新年度の採用のほうからまた補充をするような形で現在考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 目黒康子君登壇〕

○教育委員会事務局長（目黒康子君） ただいまの伊藤議員のご質問でございますが、先ほど観光商工課長から説明があったとおり、商工会の関係が婦恋会館に入らなくなった部分についての附帯工事及び委託料の関係を削除させていただいて、そちらに移動させていただきました。

また、解体工事につきましても予定をしておったんですけれども、今年度にはちょっと間に合わないということで、そちらのほうも削除させていただきましたので、よろしく願い

いたします。

以上でございます。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

大久保議員。

○10番（大久保 守君） 25ページの資料館の関係なんですけれども、今回、資料館改修で防水工事ということで出ているんですけれども、これはどこ、どこというか、屋根なんですよけれども、全体的にするのかどうか、ひとつお教え願いたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 目黒康子君登壇〕

○教育委員会事務局長（目黒康子君） ただいまの大久保議員のご質問でございますが、こちら、資料館南側の増設した部分になります。収蔵庫とある部分のところと、あと、延命寺といえますか、奥の展示室の部分になりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（土屋幸雄君） 大久保議員。

○10番（大久保 守君） 今の答弁ありがとうございます。

今の話ですと、増設部分と今話が出たんですけれども、増設部分は新設だからもともと入っているんじゃないんですかね。そこら辺、どうなんでしょう。

○議長（土屋幸雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 目黒康子君登壇〕

○教育委員会事務局長（目黒康子君） ただいまのご質問でございますが、今の新設部分ではなくて、平成6年だったと思うんですけれども、最初に、当初造ったところの後に増設した部分となりますので、よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「もう一点お願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） またいいのかい。

〔「2回目です」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 2回目か。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 先ほど、国庫補助金のところで住民課長に答弁していただいたところなんですけれども、260世帯増分というのと、10月17日の世帯数にプラスされて、全部でそうする

と何世帯になるのか。そして、これはいつ支給されるのか。

10月17日の時点では早急にと言ったけれども、では、この増、増えた分も合わせると、いつ最終的にはこの5万円が配付が終了するのでしょうか。その点について、お願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 住民課長。

〔住民課長 宮崎由美子君登壇〕

○住民課長（宮崎由美子君） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

これにつきましては、全世帯数は一応1,060世帯を見込んでおります。こちらのほう、要綱をまとめておりますが、12月1日時点で要綱を施行することになっておりまして、12月上旬に該当者には通知をもう発送済みでございます。

第1回目の支給日は、12月末に行う予定でありまして、支給の期限は令和5年1月31日となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第3、議案第57号 令和4年度婦恋村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これにより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第4、議案第58号 令和4年度婦恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これにより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第5、議案第59号 令和4年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これにより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第6、議案第60号 令和4年度嬭恋村上水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これにより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第7、議案第61号 令和4年度婦恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これにより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第8、議案第62号 令和4年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これにより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第9、議案第63号 嬭恋村福祉医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これにより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第10、議案第64号 婦恋村職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これにより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第11、議案第65号 孺恋村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これにより本案について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 私は、これには反対の立場で討論をします。

先ほどの職員の給与引上げというか、そういう条例説明のときに、若年層とか、あともう一つ理由に挙げたんですけれども、今審議されているところはそれに値しないし、準ずるということではなくて、やはりきちんと報酬審議会とかそういうところにかけて、まあ、かけたというお話も聞きましたけれども、趣旨と違っているので、私は今回のこれには反対といたします。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋幸雄君） 起立多数であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第12、議案第66号 婦恋村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ございませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） この条例についても、先ほどの特別職と同様で、私ども議員としては、若年層でもなく、非常勤の職でもありますので、私は、この条例案には反対としたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立多数であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第13、議案第67号 婦恋村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第14、議案第68号 婦恋村職員の定年等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これにより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） これは、すごく職員の待遇に関わる問題なんですけれども、職員組合との話合いとかはされたのかどうかだけお答えいただきたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問でございますけれども、職員組合員のほうからも、60歳を超えてからも待遇のほう、改善というか、落とさないようにというような要望は受けております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第15、議案第69号 孺恋村職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第16、議案第70号 婦恋村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第17、議案第71号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これにより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第18、議案第72号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋幸雄君） 起立多数であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第19、議案第73号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋幸雄君） 起立多数であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第20、議案第74号 婦恋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） この条例も、すごく職員の待遇に関するものですがけれども、先ほどと同様で、職員労働組合と話合いがあったりしたのか、組合員の意向等ありましたら教えていただきたいんですけれども、お願いします。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問にお答えします。

職員組合のほうからは、この件につきましては特段要望等ございませんでした。

よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第21、議案第75号 婦恋村職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これにより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎議案第76号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第22、議案第76号 婦恋村職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◎議案第77号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第23、議案第77号 婦恋村個人情報保護法施行条例の制定についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 今回のこの施行条例は、以前は個人情報保護条例というふうになっていたんですけれども、こういう住民の個人情報を守るという点では、各自治体ではこれに変えるためにパブリックコメントとかを行って今回の条例にするようにしているんですけれども、この婦恋村ではそういったものがされたのかどうかと、それから、3ページのほうで、上から3行目のところに、みだりに知らせ、または不当な目的を使用してはならない義務については、この条例の施行後もなお従前の例によるというと、これは、従前の例という、個人情報保護条例にならうことなのかどうか。その辺の今回のこの意味、附則のほうにすごく細かくうたっていることが、この施行条例にもきちんと生かされるものなのかどうか。その2点についてお聞きします。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、パブリックコメントについては、これから実施をする予定であります。

それから、あと、従前の例に従うというのは、現状の条例にのっとって対応するという内容になります。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 私は、この施行条例には反対の意味で討論をいたします。

今の総務課長の答弁で、これからパブリックコメントということは、決まってから住民の声を聞くというのでは相反するものだと思いますので、その点がとてもちよつと、今後、個人情報がどのように扱われるかは住民にとって大事なことなので、逆ではないかというのが一点と、それから、いろいろマスコミ等では言われていますけれども、この個人情報保護施行条例は、国のほうの改定に伴ってされるんですけれども、村が今まで扱っていた個人情報保護条例は、すごく本当に住民の個人情報が保護されるようにできていて、私も先日、ちよつとそれに関わることを行ったときに、ああ、こんなふうに厳密に村はやってくれているんだという安心感があつたんですけれども、その辺が何か、どうなるかがちよつと私としてはまだはっきりと確認し得ていないので、その2点の理由で反対とします。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立多数であります。

よつて、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎議案第78号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第24、議案第78号 婦恋村個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立多数であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎議案第79号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第25、議案第79号 婦恋村特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 確認の意味でお聞きするんですけれども、従前の個人情報保護条例のときに設定されていた個人情報保護審査官か何か、その名前を忘れてしまったんですけれど

も、それと同じ報酬額ということでもいいのでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） だいたいまのご質問にお答えします。

これまでは、別表というところに記載はされていなかったんですけども、というのは、公文書関係の審査会と兼ねて、1日7,500円という決まりの中で行っておりました。

今回、別表のほうに改めて掲載をさせていただいたという改正になります。

よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） この条例は、報酬に関することなので、私としては賛成としますけれども、やはり先ほど質問で言いましたように、個人情報をすごく取り扱うところなので、その辺の何かの機会を経たりして、条例文の中にある個人情報を本当に秘密にするという、自分たちの仕事の内容を十分理解して仕事にさせていただくような機会も設けていただいたりして、したいということを要望しておきます。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第26、議案第80号 負担付きの寄附の受納についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎議案第81号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第27、議案第81号 財産の無償譲渡についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎発委第1号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第28、発委第1号 孺恋村議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、既に説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） この条例にうたわれている個人情報というの具体的な、例えば例を教えてくださいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 議会事務局長。

[議会事務局長 土屋和久君登壇]

○議会事務局長（土屋和久君） 伊藤議員の質問にお答えさせていただきます。

具体的な個人情報といいますと、議員の皆さんの住所、生年月日、それから職業ですとか、そういった議員の皆さんの個人情報を中心になるかと思えます。それ以外にあるとすれば、陳情、請願者の住所、氏名等になります。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 私としては、今、事務局長から答弁していただいたように、個人情報の中には、陳情者とか請願者の氏名とかいろいろ入るということでは、ここにうたわれている7番にある匿名加工情報というのが、これが、例えばどういうところにどう委託されてやるのかとか、その辺がきちんと分かっていない時点では、何かこう、業者さんにそういうものが委託されたときに、今外部にやっている結構漏れたという事件というか、そういう案件がニュース等でも知られるので、今のこの時点では賛成できないので、反対とします。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立多数であります。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第29、議案第82号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案については、当局の説明を求めます。

村長。

提案だから、村長。提案。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案の提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年婦恋村条例

第12号) 第2条の規定によりまして、本案を提出するものであります。

慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長(土屋幸雄君) 教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 目黒康子君登壇]

○教育委員会事務局長(目黒康子君) 議案第82号 工事請負契約の締結について説明をさせていただきます。

- 1、工事名、嬭恋村運動公園災害復旧2期工事。
- 2、契約金額、金7,480万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額680万円。
- 3、工事場所、嬭恋村大字大笹地内。
- 4、契約の相手方、群馬県前橋市元総社町一丁目1番地の7、佐田建設株式会社でございます。

本工事は、令和元年台風19号による災害復旧の工事となります。工期につきましては、令和5年3月24日を予定しております。

- 2ページ目に入札の経過がついておりますので、ご覧ください。
- 3ページ目は、図面の赤い箇所が今回の発注工事となります。
- 4ページ目に写真を添付してございます。

施工内容ですが、①が場内排水路工、②減勢工、③が護岸工となりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(土屋幸雄君) 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

大久保議員。

○10番(大久保 守君) これは、今説明あったとおり、災害の2期工事になるんですけども、3番の護岸工事なんですけれども、これは河川敷になって、国交省との調整が必要だと思っておりますけれども、そこら辺は、国交省からはきちんと返事はいただいておりますか。

○議長(土屋幸雄君) 教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 目黒康子君登壇]

○教育委員会事務局長(目黒康子君) ただいまの大久保議員のご質問でございますが、こち

らは当初、村のほうで設置したものでございます。こちらのほうは、国交省のほうと協議をして、村で災害復旧するようというお話をしましたので、村のほうで今回工事となりますので、よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（土屋幸雄君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。議事の都合により、15日まで休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、明日から15日まで休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（土屋幸雄君） 本日は、これにて散会をいたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前 11 時 05 分

令和 4 年 第 9 回 定 例 村 議 会

(第 3 号)

令和4年第9回嬭恋村議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和4年12月16日(金)午前10時01分開議

日程第1 請願書、陳情書等の審査報告について

日程第2 一般質問

日程第3 閉会中の継続審査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(8名)

1番	黒岩敏行君	3番	石野時久君
4番	上坂建司君	6番	土屋幸雄君
8番	黒岩忠雄君	9番	伊藤洋子君
10番	大久保守君	11番	羽生田宗俊君

欠席議員(4名)

2番	土屋圭吾君	5番	佐藤鈴江君
7番	松本幸君	12番	大野克美君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	熊川栄君	教育長	地田功一君
総務課長	佐藤幸光君	会計管理者兼 税務会計課長	望月浩二君
未来創造課長	熊川明弘君	交流推進課長	宮崎貴君
住民課長	宮崎由美子君	健康福祉課長	熊川真津美君
建設課長	滝沢勇司君	農林振興課長	横沢貴博君
上下水道課長	宮崎忠君	観光商工課長	黒岩建五郎君
教育委員会 事務局長	目黒康子君		

事務局職員出席者

議会事務局長 土屋和久 書記 横沢右京

開議 午前10時01分

◎開議の宣告

○議長（土屋幸雄君） 婦人会の皆様、傍聴、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は8名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第9回婦恋村議会定例会を再開いたします。

ここで、12日に行われた本会議において採決した令和4年度婦恋村一般会計補正予算（第9号）の質疑に対する説明の一部に誤りがあったため、訂正説明を行いたいとの申出がありましたので、これを許可します。

住民課長。

〔住民課長 宮崎由美子君登壇〕

○住民課長（宮崎由美子君） ただいま議長の許可を得ましたので、発言をさせていただきます。

12日の議会で、一般会計補正予算議案第9号で、電力・ガス・食料品価格高騰緊急支援交付金の関係で、伊藤洋子議員の給付金の期限はいつまでとの質問で、給付の期限が令和5年1月31日と回答させていただいたのですが、給付ではなく申請と訂正をさせていただき、申請の期限が令和5年1月31日までと訂正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

◎議事日程の報告

○議長（土屋幸雄君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎請願書、陳情書等の審査報告について

○議長（土屋幸雄君） 日程第1、請願書、陳情書等の審査報告についてを議題といたします。

本定例会第1日に請願書1件、陳情書1件を所管の委員会に付託し審査を願っておりましたが、審査が終了いたしましたので、ただいまから委員長報告を行います。

最初に、総務文教常任委員長の報告を求めます。

本日は委員長不在のため、副委員長をお願いいたします。

副委員長。

〔総務文教常任副委員長 黒岩敏行君登壇〕

○総務文教常任副委員長（黒岩敏行君） 総務文教常任委員長が不在のため、副委員長の私から会議結果を報告いたします。

当委員会は、12月12日午前11時20分から委員会を開会し、請願1件についての審査と健康福祉課からの報告を受けました。

委員会は欠席委員が多い中ではありましたが、議長及び委員3名、当局から村長、教育長、関係課長の出席を得て開会いたしました。

最初に、群馬県医療労働組合連合会、執行委員長出浦匠人氏から提出された請願第5号「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願書」について審査を行いました。この請願の内容は、昨年と一昨年の12月議会において、ほぼ同じ内容で請願、陳情という形で提出され、趣旨採択となっております。

請願の趣旨は、新型コロナウイルス感染の拡大により、医療崩壊や介護崩壊が現実となっている。医師、看護師、介護職員、保健師の過酷な労働環境や賃金などの処遇改善は喫緊の課題であり、毎年のように発生している自然災害時の対応や新たな感染症に備えるためにも公的病院や保健所の機能強化を求め、国に対して意見書の提出を求めるものです。

紹介議員の伊藤議員から、現場の声を聞くと、医師、看護師の人手不足は深刻、村議会としてこの請願を採択し、意見書を上げてもらいたいとのことでした。

各委員からは、以前からの深刻な問題ではあるが、国も財源の問題もあり、総合的に進めていることと思うとの意見などで、全員一致で趣旨採択と決しました。

その他で、健康福祉課から、嬭恋村高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画に基づき、村内に認知症対応型共同生活介護サービス施設の公募を来年度から行うとの説明がありました。

以上で総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（土屋幸雄君） 請願第5号「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願書」について、総務文教常任委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤洋子議員。

○9番（伊藤洋子君） 私は、この請願の紹介議員として意見を述べさせていただきます。

先ほど委員長の報告にありましたように、この請願、陳情はコロナが始まった一昨年、昨年と続いておりますけれども、今日の新聞を見ましたように、今日の新聞でも群馬県の病床使用率はもう75%を超えております。ということは、一般の病気にかかった方々が入院できる状況が本当に厳しい状況だということが1点です。

それから、私は現場の看護師さんやお医者さんの声、西吾妻病院の事務局長にもお聞きしましたけれども、医師、看護師不足で西吾妻病院も診療科目を増やすことができないでいる、そういう現状です。

先ほど委員長報告では、国が総合的に考えているということですがけれども、例えばいろいろな看護師、保育士、それから夜勤の勤務体制の基準等、配置基準は国が定めております。そのような中で先日の例えば保育士の虐待事件もありましたけれども、ああいう行為は絶対にいけないことなんですけれども、基準が1歳児に6人で本当に現場が厳しい、その現場の厳しさをやっぱり私たちが本当に分かって国に意見書を上げることで、国が配置基準とかそういう夜勤体制の基準も決めるわけですから、ぜひ私はこの請願を採択して国のほうに意見書を上げていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

請願第5号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願書について、委員長報告のとおり趣旨採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立多数であります。

よって、本案は総務文教常任委員長の報告のとおり決しました。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 羽生田宗俊君登壇〕

○産業建設常任委員長（羽生田宗俊君） 産業建設常任委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、12月12日、委員会を開催し、陳情書1件の審査と農林振興課からの報告を受けました。

委員会には委員5名と、当局からは村長、関係課長の出席を得て開会をいたしました。

初めに、鎌原在住の小澤覚氏を代表として22名の署名を付して提出されました鎌原1053付近村道の除雪等管理に関する陳情書について審査を行いました。

陳情の趣旨は、鬼押出し園北側のサンハイツ白樺の里では、別荘管理会社の倒産により道路管理がなされていない状況で、除雪も個人で行い、ごみの集積所も遠く不便である。空き別荘が増えて防犯上も心配である。移住を推進する村として対策を講じてもらいたいというものでした。

同じ陳情書が村長宛てにも提出されていて、当局は陳情書の趣旨はよく分かるが、現在の除雪基準は主要な村道となっている。別荘管理会社がしっかりしているところは管理費を受けて除雪を行っているが、管理事務所がないところは移住者が個々に対応していただいているとのことでした。別荘以外の既存の集落でも、狭い道はトラクターなど機械を持っている方が協力し合っている。別荘に限らず、村が全て対応することは、機械やマンパワーに限りがあり、できないとのことでした。

個人的に機械を所有している方に依頼をしているところもあるので、負担はあるが、紹介をして対応を広げてもらいたいということではないかと思います。道路の補修については、村の補助金での対応は可能であるとの説明を受けました。

委員からは、移住・定住を進める中でできるなら除雪を行うべきだという意見と、逆に、できないことはできないとしても、庁内で協議してルールをしっかりと決めてこれからのことを決めてもらいたいなどの意見がありました。

陳情書の項目が幾つかある中で対応の可能なものと難しいものと整理して回答する方向で、委員会とすると趣旨採択とすることで全員一致しました。

その他、農林振興課から、今年のキャベツ出荷量、売価の推移についての報告がありました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（土屋幸雄君） 陳情第5号 鎌原1053付近村道の除雪等管理に関する陳情書について、産業建設常任委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

陳情第5号 鎌原1053付近村道の除雪等管理に関する陳情書について、委員長報告のとおり趣旨採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、本案は産業建設常任委員長の報告のとおり決しました。

◎一般質問

○議長（土屋幸雄君） 日程第2、一般質問を行います。

大久保守君外3名から一般質問の通告がありましたので、これより順次発言を許可します。

◇ 大久保 守 君

○議長（土屋幸雄君） 初めに、大久保守君の一般質問を許可します。

大久保守君。

[10番 大久保 守君登壇]

○10番（大久保 守君） おはようございます。傍聴、大変ご苦労さまでございます。

それでは、ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、何点かについて一般質問をさせていただきます。

第1に、次期統一地方選挙において村長選に立候補なされるのか、村長にお尋ねいたしま

す。

早いもので、前回の統一地方選挙から3年7か月が経ち、来年4月には統一地方選挙となります。

今までの村長職を紐解いてみますと、歴代村長職において、通算年数で言いますと8年以上の方は黒岩伝五郎氏が8年、土屋長男氏8年、戸部彪平氏8年5か月、黒岩常五郎氏9年8か月、松本先氏12年、森田啓次郎氏16年、そして森田氏と同じく最長は熊川村長のこのままで行けば16年ということでもあります。

私は平成3年4月の選挙において議席をいただきました。そのときは森田村政4期目であり、最後の4年間を共にしたというわけでもあります。森田元村長は、私から言うまでもなく、政界、農業界において幅広く活躍された方でもあります。私が好きな森田氏の名言で、「知恵ある者は知恵を出せ、知恵無き者は汗を出せ」という言葉であります。しかしながら、4期目でありましたために、社会とのずれや議会とのずれが生じていたように思いました。これが長く続く弊害なのかとも感じました。

そこで、村長にお尋ねいたします。

熊川村政がスタートした頃は財政の厳しい中、持ち味のフットワークのよさで議会共々、国や県へ出向き、よい政策費があれば頭を下げ頂いてきたり、村民のため今何が大事なことから真剣に取り組んでまいりました。その反面、副村長の人事では、最初の副村長は任期半ばで退任し、2人目の方は一応任期を全うしたものの再任せず、不在となりました。ようやく副村長に就かれた方も任期半ばで退職なされました。いまだに副村長は不在であります。

さらに、議会とは車の両輪であると常日頃おっしゃっておられますが、この何年かは議長すら誘わず、村長単独で陳情等を行っております。両輪とはとてもなっていないように思います。

また、職員OBからは、職員を信用しかわいがってもらいたいという声を耳にいたします。

このように村長最年長者となった今、先ほどの森田氏のようにずれやおごりが出てきたのではないかと思います。

そこで、村長は次期村長選挙において5選目をかけ出馬なされるのか、それとも若者に譲られるのか、お尋ねいたします。

次に、文化財保存活用地域計画についてであります。

村当局は現在、鎌原観音堂周辺整備を進めております。周辺を文化財保護法による文化財保存活用地域として計画しておられると思います。

この法律の要旨は、過疎化、少子化、高齢化が進む中、文化財滅失等の防止が緊急であり、文化財をまちづくりの核として継承に取り組んでいき、地域における文化財の計画的取組、保存活用や行政の推進力強化を図るとあります。また、令和3年4月より無形文化財に対しても公費支援が受けられる登録制を新設して、文化財活動を保護するものとなっております。

現在、鎌原周辺地区において整備をなされて、延命寺の再掘削も計画しておられます。まさに地域計画制作にはよいところではありますが、総合的・一体的な保存と活用取組が必要であります。

そこで、まず1点目に、当局はこの文化財保存活用地域計画書の制作をどのようなくくりで村内一円となされるのか、文化庁に提出されるのか否かお尋ねいたします。

また、私は全員協議会等で述べさせていただいておりますが、地域に根差している文化、風習等、例えば獅子舞、お念仏、お祭り等を取材し、ビデオ等に収録して記録を残しておくことは文化を承継する際にも優位であると述べております。今、無形文化財にも公費支援があるとのことでもあります。教育委員会の答弁ではいたしますと答弁なされておりますが、そこで教育委員会にもまた当局はどのような計画でおられるのか、お尋ねいたします。

以上、明快なる答弁を求めます。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 傍聴の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

今の現在の日本国憲法は、大原則の大原則は国民主権主義でございます。また、憲法41条には、国会は国権の最高機関であり、唯一の立法機関であるとうたわれております。我が村におきましては、本日この議会本会議が最も重要な意思決定機関でございます。私たちは国で言えば内閣と同じように、こちらに座っておる者は当局として予算の提案権、あるいは外交関係等の権限を持っておりますが、国民におきましては憲法21条において知る権利というのがあります。これは表現の自由であります。まさに表現は自由、そして誰もがいろんなことを知る権利があるという憲法の大原則があります。そういう意味で、傍聴というのは大変大切なことだと思っております。

今後、我々が議会を含め行政の情報発信をしっかりしてまいりますので、いろんなことについてまたご意見があればぜひともまた議会にも傍聴していただきたい、こう思っております。

序盤が長くなりましたが、大久保議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

歴代の村長さん、大変その村長さんなりに実績を残されて、今日の嬭恋村がごございます。明治22年に初めて嬭恋村は11か村が合併をして村になったわけですが、歴代村長たくさんいらっしゃいますけれども、その方々の行政執行の継続が私、今現在でございまして。行政には継続性の原則というのがございまして、全てを決まったもの、条例等に反することもできませんので、それを継続してきて私も引き継いできました。

平成19年に当選をさせていただき、現在4期目でございますが、1期目におきましては財政再建でございました。全国の基礎的自治体で悪い財政事情のほう、一番悪いのは北海道の夕張、我が嬭恋村は悪いほうから11位。財政事情は悪いということでありました。職員の給料は10%カット、私自身の給料も一番高いときは35%カット、区長さんの給料も35万円を25万円にカット、農協さんの補助金もカット、商工会もカットというような状況がございましたが、関係するカットした方々のご理解も得て、1期目は何とか財政再建を成し遂げたつもりでございまして。

2期目でございますけれども、学校再編が一番大きな事業でございました。平成24年、中学校が統合され、その前に西部幼稚園の統合がございました。田代小、干俣小、鎌原小と各地域に長い長い歴史のある地域の学校統合、各地域のご理解を説明を十分果たしながら地域の了解も得まして中学校については1校、小学校、幼稚園については東西で2か所、小学校は2校というようなことで学校再編させていただきました。

3期目でございますが、義務教育はこれを無償とするという、憲法26条2項に義務教育は無償と書いてある。何とかこの条文を名実ともに宣言規定ではなく、中身のある義務教育は無償にしたいということで、全県下でも学校給食は無料にする、また学校の統合に併せまして交通費も無料にするということで、現在、私どもは義務教育の無償化、あとは体育着だけ無償化になっていない部分がありますが、今後も憲法大原則、憲法26条第2項によって無償化するという宣言規定を実際に実現する嬭恋村で今後も取り組んでいく所存でございまして。

また、高齢化が進んでおりましたので、3期目におきましては、地域包括ケアシステム、これをしっかりと関係する方々のご理解、ご協力を得ながら進めてきたつもりであります。

4期目でございますが、ご存じのように令和元年10月12日、未曾有の嬭恋村が災害を受けました。被害総額で270億円ということでございまして。10月12日午後4時20分、全ての村民に対して避難勧告をさせていただき、幸いにして人的被害がなかった、大きな大きなです。けが人の方は何名かおられましたけれども、人的な死亡者が出なかったということで非常に

不幸中の幸いといっは何なんですが、災害がありました。

その後、その翌年令和2年2月中旬でございますが、現在も続いておりますコロナウイルス感染拡大ということでございました。台風以降、役場の忘年会、新年会、あるいはこういう形の飲み会といっは失礼なんです、あるいは歓送迎会、ほとんどゼロに近く、そういう会合はなくなっております。今も現在もマスクをしております。そんな状況で、4期目につきましては、復興・復旧と村民の健康管理、コロナからの脱却、そしてコロナの後の通常の社会生活の復帰に向かって現在進んでおるといっ状況でございます。

復興につきましては、10月12日を孺恋村の防災の日宣言をさせていただきます、村民にもこういう災害がないように、起こったらこのように避難をしましょうといっようなことで10月12日を防災を忘れない日、減災・防災をしっかりと努める日といっことで宣言をさせていただきますところでございます。

質問の中に議会との関係といっお話がございましたが、そんなことで4期目につきましては国土交通省は5人以上で陳情に来るなど、財務省も5人以上で陳情には来ないでください、農林水産省も5人以上では来ないでください、総理官邸も何回かお願いに行っていますが、5人以上では来ないでくださいといっことで、議長あるいは議会の皆さんとまとまって陳情といっのはほとんどない状況でございます。

そんな中でございますが、5人以内といっことで、今年の2月28日には内閣官房副長官でありました坂井学さん、お父さんが孺恋出身、ここへ議長共々行きましてお願いに行きました。鎌原周辺整備、地方創生拠点整備交付金で4億3,000万円、現在工事をしておる事業がありますが、これらを議長共々行っお願いをして、また最終的には4億3,000万円が確保できたといっことでございました。

5月24日には、孺恋橋がご存じのように、現在のようにまだ今、片側通行でございますが、議長共々、大勢の人間で来るなといっ制限がございますので、群馬県要望をさせていただきます。

9月29日には、議会のほうも今ウクライナ戦争が起きてからPNK、Pはリン、Nは窒素、Kはカリなんです、Pにつきましては95%ぐらい中国から輸入しておる、PNKのKにつきましてはロシアとベラルーシとウクライナ、これがやっぱり95%ぐらい、世界の肥料を生産しておる。肥料価格が高騰しておりまして、孺恋村の農家の方々が総額で約22億円ぐらい年間で化学肥料を使っていますが、価格が暴騰しております。議会のほうでも農協からも陳情がありまして、この件につきまして農林水産省のほうに陳情に行っまいりました。あわ

せて、議長共々、国道交通省に婦恋橋の復旧についてをお願いに行きました。

今後12月21日と23日でございますが、21日には高山・須坂期成同盟会長野県要望、群馬県要望、23日には婦恋小諸線の同盟会の長野県要望、群馬県要望ということで陳情する予定であります。

決して議会を軽視しているわけではなくて、行ける範囲で行っていると。また、特に重要な上信自動車道につきましては、いつも市町村長と議会の議長と全員役員でございますから、東京で総会を開いて陳情もしておったんですが、現在は会長である小淵優子先生と副会長、私ども3人と、5人以上来るなということでございますので、陳情しているような状況が続いております。

いずれにせよ、日常が早く戻ってしっかりと議会共々、陳情すべきところには陳情しているように望んでおります。

副村長の件でございますけれども、先ほど大久保議員のご指摘のとおり3名の方がおりましたが、いないときもございました。私も村長になりまして、規約で婦恋では朝礼はありましたけれども、課長会議というのがございませんでした。全課、全職員が情報を共有し、一体性と統一性を持った行政執行をするために、課長会議を私は設立しました。月に2回、全ての情報共有をするために、国で言えば火曜日と金曜日に閣議というのを10時から国はやっておりますが、我が村では月に2回、課長会議において一体性の原則、統一性の原則をもって行政の執行をするということで課長会議を今、最重要課題、行政執行の課題として現在取り組んでいます。

副村長につきましては、各々それなりのお辞めになって残念な方もおりますし、辞めたいという方もおりましたり、それぞれ事情がありまして辞めたということでございましたので、ご理解いただきたいと思います。

職員との信頼関係、OBで村長どうなんだ、こういう意見があるというお話でございましたが、私が村長になってから今まで採用した人間が84名、現在132名職員がおりまして、私が村長になってから採用した方が84名おります。そのうち退職なさった方が12名でございます。

しかしながら、村長になって私が一番感じたことは、男女の格差でした。役場に夫婦で勤めている方は、片方が課長になるときは奥さんを辞めさせろとこういう規定があって、私は上げようと思うとすごい抵抗がありまして、今現在はそういうことはございません。2030という言葉がありますが、2020年までに30%は幹部職員は女性にしろということであ

りますが、現在はここに当局おりますが、3名の女性がおります。この基準は群馬県下でも高い基準であります。

また、私が採用した以降の職員については男女の格差はございません。能力のある人間を適材適所に配置しているつもりでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、おごりのないようということがございました。やっぱり長いというとどうしてもマンネリ化等というのがあると思われれます。私も、私の考えを引き継いで、そして政治力があって、行動力があって、こういう方があるんなら本当、私も譲ってもいいかなと4年前は思っておりましたし、今もそういう気持ちは変わりませんが、現在、婦恋の抱える課題は非常に大きなものがございます。

現在、婦恋村では第6次総合計画をつくりつつあります。キャッチフレーズ、テーマは「高原に抱かれた美しい希望の里 婦恋村」であります。今これを計画を練っておりますので、これをしっかり努めてまいりたい。

それから、私の考えでは交流人口、ポンペイ市との姉妹都市ができました。イタリアのポンペイ、ユネスコの認定の世界遺産であります。やっと10年越しでポンペイとの姉妹都市となりました。そのほか関係人口を増やす、それから移住人口を増やす、定住人口を増やすということで今取り組んでおるところでございますが、本年度、令和4年でございますけれども、婦恋村内には144世帯179名が移住しています、定住しています。国の支援も現在受けております。そのうち国の総務省の補助事業で移住事業補助事業がありますが、これが現在6世帯8名の方が移住をしております。ということで、人口対策の一つである移住・定住対策もしっかり取り組んでいきたい、こう思っております。

政策的な課題ですが、上信自動車道、何としても今、長野原婦恋バイパスが令和元年3月29日に整備区間の確定、格上げになりまして、袋倉インターチェンジ、芦生田インターチェンジ、鎌原インターチェンジ、このインターチェンジはもう決定です。同盟会の地図にも仮称でございますが、ICという名前も入っております。何としても来年、再来年度、できれば来年度中に婦恋バイパス、鎌原、大前、大笹、田代、ここのインターチェンジも含めた格上げを国のほうに現在要請しております。また、峠の県境につきましては、公の地図に鳥居峠を通過すると、鳥居峠が図面にも入っております。そういう意味で、婦恋バイパス田代までが整備区間の格上げを来年度末に実現したい。長野県サイド、阿部知事さんをはじめ土木部長さんご理解いただいておりますので、上田市、東御市、ここの市長さん、議会とも連携しながら、何としても一日も早く整備区間の格上げを目指したい。

その上信自動車道の青写真に併せて嬭恋村の未来像、グランドデザインを先ほど申しました第6次総合計画の将来像の中にもしっかり取り組みながら、未来の子供たちのために私たちが今やるべきことをしっかり青写真をつくりたい、こう思っています。

その他、公共施設再編、嬭恋会館を現在プロポーザルで発注してあります。また、しっかりと検討していただくべき検討委員会も立ち上げておるところでございます。議会の意見も尊重しながらしっかりと取り組んでまいりたい。その後には嬭恋村の役場を造るということに計画はなっております。これは平成29年から計画を策定してきて、議会にも広報でも告知しておりますけれども、お金が今後かかります。ぜひとも補助事業をしっかりと確認しながら、また財政規律を守るという意味でPFI、民間の資金を活用して産官学金の能力をうまく使って、そのシステムを使った形で整備をして、一部でございますが、していきたい、こう思っております。

次に、産業政策、農業と観光の村であります。日本一のキャベツの村、52年間続いてきました。今後も基幹産業キャベツの生産、何としても基幹産業でございますので、しっかり取り組んでまいりたい。

あわせて、リーディング産業、これからの伸び代は観光だと思っております。軽井沢やあるいは草津温泉や5,320億円かけた八ッ場ダム、あそこも観光で吾妻郡取り組んでいます。また、西のほうへ行けば上田市でございますけれども、長野県77市町村あるうち一番大きな市が長野市34万人、2番目が松本市24万人、3番目が上田市15万8,000人ということで、そちらには定住自立圏構想ということで上田市とのスクラムを組んだ事業も展開しております。

いずれにせよ、観光は近隣の国境、県境はございません。観光は軽井沢に来たお客さんが嬭恋にお越しいただくというようなことで、草津に来たお客さんが嬭恋にも寄っていただくというようなことで、県境、国境を越えた観光産業の振興を努めてまいりたい。

5点目、総務省のスマートシティということで3,000万円、まず第1回目、減災・防災対策でお金を頂きました。第2弾目、観光振興のために、今言った軽井沢、草津等近隣の町村も含めたスマートシティの構築に努めました。3点目、今現在、今年度やっていますが、3,000万円、これは地域住民でマイナンバーカードにリンクさせたサービス、村民のためのサービスのためしっかり今取り組んでおりますが、嬭恋DX、嬭恋デジタル・トランスフォーメーション、トップランナーで走ってまいりたい、こう思っています。

今年、3本の実装部隊ができたのでということで、岸田内閣総理大臣、総理官邸まで行きまして47都道府県から選ばれた町村の部におきまして、嬭恋村は金賞を得ました。D i G i

田甲子園ということでございます。ぜひとも現在トップランナーではないかもしれませんが、トップのほうを走っておるデジタル・トランスフォーメーションです。実装部門ができましたので、これからはそれをいかに実践するかという段階になっていますので、ぜひともこれもしっかりと取り組んでまいりたい。

最後になりますけれども、ジョン・ネイスビッツ、「Think Global, Act Local」、地球的な規模で考えてローカル、この地域のために行動せいというジョン・ネイスビッツの言葉があります。ベンサムという言葉があります。「最大多数の最大幸福」、民主主義の大原則だと思っています。初代アメリカ大統領リンカーンが言いました。「Government of the people, by the people, for the people」、「人民の、人民による、人民のための政治」という有名な言葉がありますが、私はいつも思っています。村民の、村民による、村民のための行政、政治をしていくべきであると、これは私の信念であります。

後藤新平さん、関東大震災がありましたときに東京都知事をなさって、皆さんご存じのとおりであります。その人が残した言葉があります。「金を残すのは下だ、仕事を残すのは中だ、人を残すのは上だ」という言葉があります。以来、後藤新平さんの仲間たち、どのくらい多くの日本の発展のために尽くされたあの人脈、あれを見て私は一つ私の座右の銘にしております。人を残すべき時期だところ思っています。そういう意味で、次回村長選に出るのかという大久保議員の崇高なご質問でございましたが、ぜひとももう少し将来に向かった青写真を果たさせていただきたい、こう思っておりますので、ぜひともよろしく願いをいたします。

以上で私の答弁は終わらせていただきまして、別の案件でございますが、文化財保存等につきましては教育長からお答えをさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 続きまして、大久保議員のご質問、孺恋村文化財保存活用計画地域計画についてお答えいたします。

1点目の文化財保存活用地域計画の作成をどのようなくくりで村内一円で文化庁に提出されるのかというご質問でございますが、村内の文化財に対する現状と課題、そして保存と活用の方針を取りまとめていきます。そして、特に必要な措置などについて触れていくことで、継続的に文化財に対しての保存や活用に役立てられるようにしていきたいと考えています。

具体的には、日本のポンペイとしての鎌原村の調査と整備、それとキャベツ畑の文化的景

観の保存と活用を二本柱として、天明3年の浅間山噴火や日本一の孺恋高原キャベツ、また歴史災害からの復興や上州と信州の交流地域史、さらには地域の礎、昭和の遺産などといった孺恋村の特徴的な文化や景観と共に取りまとめていけるようにしたいと考えております。

なお、今年度につきましては、孺恋村の文化財の概要や文化財の現状把握を行い、文化財の保存と活用の方針を示した素案の作成までを計画しています。そして、令和5年にはこれをさらに調整をし、計画案を完成させ、令和6年度の地域計画認定を目指すとしているところであります。

次に、2点目、地域に根差す文化や風習などの動画を収録して記録を残すことについてですが、議員のおっしゃられるとおり、文化の継承においては大変重要であると考えています。特にここ近年はコロナ禍で行事も中止あるいは縮小傾向となり、継承も地域によっては大変難しい状況となっています。

今後、記録を残す計画といたしましては、過去に撮影した映像など広報等を通じ村民の方からの収集を行ったり、これからの行事では地域の方や専門の撮影者などにより撮影を行うことも考えられると考えます。また、公費支援が可能となる地域計画に無形文化財を意図的に位置づけ、その計画的な記録映像を作成していくということも考えられるかなというふうに思っています。

今後における文化財保存活用地域計画の作成につきましては、進行状況あるいは段階に応じて議会へお示しをしながら作成したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（土屋幸雄君） 再質問以降は一問一答で行います。

大久保守君。

○10番（大久保 守君） 村長、答弁ありがとうございました。本当に村長のPRかというようにところもあるんですけども、最終的には出馬をなさるということでよいということなんです。

くしくも昨日、たしか村長のお誕生日だったと思うんですけども、ちょっと調べると森田啓次郎さんがたしか村長より1つ上の年でちょうど4期目を終えている、76歳で4期目を終えているような感じだったと思うんですけども、ほぼ熊川村長と同じかなと思っております。

ちょうど私が1期に出たときは森田村政の代だった最後の期だったんですけども、やは

りおごりじゃないんですけれども、村長申したとおりの、慣れというんですか、慣れが出てきちゃったようなところもあって、最終的には勇退するというんですか、いい村長だったなというのはやっぱり引き際が大切だったんじゃないかなとそのとき思ったんですけれども、あの時代と今の時代は確かに違いますから、村長見ているもまだまだ若々しいし、これからまだできるかなという感じはしますし、出馬なされるということになれば何も言う必要はないので、頑張っていたきたいというのが1つです。

ただ、今答弁の中で、私、例を出して副村長を出したんですけれども、やはり自分が連れてきた副村長が任期中にいなくなるということは、やはりそれはいかなものかなというのが一つ思うんですけれども、その点は村長、今答弁の中では個人的な理由で去った方、それからいてほしかったけれども、去った方というような話があったんですけれども、その点はどうだったんでしょうか、副村長の人事というのは。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 採用して辞めていく職員もいるわけでございます。最近、優秀な人材で採用して将来村をと託したいと思っている人が辞めていくということは、非常に残念であります。ところが、今現在の若い方の考え方ですけれども、我々の世代は重厚長大型産業に勤めたら年功序列でずっと勤めるというのが我々の学生時代、あるいは我々が就職する時代の通常の見方だったんですが、今の若い方は全然違います。自分がここに行ってキャリアを積んで次のところへ行く、そしてそこでキャリアを積んだら次のところへ行くという方がいっぱいいます。それは109団体、経団連大手がありますけれども、その大手の職員に勤めて、昔だったらやっこの企業に勤められたでずっと行って退職金もらって、長く厚生年金もらって暮らそうという考え方、今の若い人、全然違います。優秀でも役場でこの仕事をしただけで磨いたら、私は次のステップのこの仕事をするというのが本当にいるんです。そういう意味で、働き方の考え方が全然違っているというのが一つあります。

誠に申し訳ない、私の娘もいいところに勤めたなと思ったら、今度私はこっちへ行くというようなことで若い方が平気でそれ言うので、非常に考え方が変わったな、時代が変わったな、働き方が変わったな、そしてライフスタイルが変わったなど。よく言葉でイクメン、カジメンという言葉があります。家事をする男性、育児をする男性、こういうライフスタイルが全く変わってきていますので、また働き方のいわゆるパワーハラスメントといいますが、こういうものの問題も今非常に大きいんです。

したがって、ぜひとも採用した職員は末永く働いてもらって、村のために活躍してもらいたいと望んでおりますけれども、働き方改革もあったり、これは仕方ないんだなと思うこともまたあるのも現実でございます。

今後も優秀な職員が応募していただいて、また村の発展のために役場を受けてもらって、また村のために働いてもらえる方が、優秀な人材が来ることを強く望んでおります。よろしくをお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 村長のとおり時代が変わっておりますので、そういう働き方もあるんですけども、たまたま副村長に就いた方は定年後に来た方とか、ある程度年が行った方だったので、その点は村長の今の答弁とは若干違うのかなという思いはするんですけども、今確かにそういう時代かなとは思っております。

それから、あともう一つ、職員の話もちよっと出たんですけども、去年、自分が調べたところによると、村長は本当の充て職も含めて40以上の充て職を持っているわけです。たしかそんな数だと思ったんです。43か幾つ充て職を持っているんですけども、今、県の代表になっている職もあるわけです。今、町村会でも副会長ですよ。そうすると、5期目行くと自分はたしか思うに町村会長になるのかなというふうな思いもあって、なるんだったらなっただ方がいいなと思っているんですけども、そうするとよそへ出る場面が今以上に増えてくるとやはり課長たちと、今ここにおられる幹部たちと意思疎通が本当に必要になってくると思うんです。

そういう点では、やはり副村長というんですか、村長の代わりをする人がいなければ、庁内が回っていかないと思うんです。いないときは総務課長がトップになってその責を負うんですけども、やっぱり総務課長は課長ですから特別職じゃないわけですから、そういう点を見据えると、今後、次期当選なさってくればもちろんそれは置くんでしょうけれども、なかなか前回もいろんな話のときに国から連れてくるんだ、県から連れてくるんだというような話も村長なさっていたわけですけども、程よく村の優秀な方がなっていてくれたわけですけども、今後充て職が増えて、まさにトップになったときにどのような体制を組んでいくのか。当選しない限りはそんなことはないんですけども、そんな考えどんな考えか、ちょっとお聞きしたいですけども。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大久保議員の質問にお答えさせていただきます。

現在、群馬県におきましては、1つ、土地改良事業団体連合会、35市町村及び土地改良区106団体の一応トップを仰せつかっています。もう一つ、国民健康保険団体連合会理事長ということで2つがあります。この2つだけについては私が意思決定、私が最高責任者でございますので、35市町村長みんな入っておりますから、責任は重大だと考えております。

その他いろいろ県の職務あります、道路協会副会長とかありますが、逆に、また知事さん、副知事さん、県土整備部長、教育長平田さん、あるいは農政部長、どことも直通の電話もできるという利点といっは何なんです、そういうこともあり得ます。

また、課長クラスとの密接度どうかということでございますが、もしの話で申し訳ない、適材な人間がおれば置く必要があるのかなと思ったり、大久保議員の言うように本当に片腕になる人がいるのなら置くのがいいのかなとも思っております。

先のことですので、今ここでどうこう言える状況ではないと私も思っておりますが、いずれにせよ、あまり外にばかりいるという意見も村民からも耳にも聞いておるのも現実でございますから、その辺はしっかり連絡が取れる体制、それから課長会議でも濃密な課長会議にしていきたいと思います、こう思っております。よろしく申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） そういう話だと思いますので、よろしく願いいたします。

議会も例えば今村長おっしゃった3期目には無料化したというような話もありましたけれども、これもどちらかという議会が無料にしろということでそれを当局がのんでくれたというところがありますので、議会もそれなりに頑張っているというところがありますので、やはり村長、両輪だと言う限りは、議会のほうにも目を向けていただくというのが必要かなと思っております。

5期目に向かって出馬なさるということで今お話し聞きましたので、ひとつ頑張っていたきたいということで、これは締めさせていただきます。

次に、教育長のほうのお話に移らせていただきます。

今、教育長が一応村内の取りまとめをしていくというような話で、文化庁のをちょっと見ますと、まさに村を本当に隅々まで精査して、歴史から地域から地形から全てを盛り込んでいかないといけないというようなことになっていると思うんですけれども、例えば群馬県ではまだ1か所もないんです、提出したところが。

隣の長野県はたしか上田と松本と千曲市かな、その3か所が出していると思うんですけれ

ども、ちょっと上田市のなんか見るともう160ページ以上、200ページに近い調査票を作って提出しているわけですが、この点ではやっぱりこういうのを請け負うコンサルティングもあるというような話なんですけれども、関館長の話ですととりあえず有識者で始めるというような話で、この3年ぐらいやっていると思うんですけれども、実際には5年から7年かかるような膨大な調査が必要だと思うんですけれども、その点は前回12月の補正では予算を組んでいたんですけれども、予算がもらえなかったというような関館長のお話もありましたので、資金から見てどうしていくのかなというのが一番心配なんですけれども、その点はどうなんでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 目黒康子君登壇〕

○教育委員会事務局長（目黒康子君） ただいまの大久保議員のご質問にお答えをさせていただきます。

事業費として申請をした金額が満額の金額を今回申請をしたんですけれども、実際に確定となった金額が約3分の1が補助の対象、金額が200万円は減額となったんですけれども、その分につきましては一般財源から支払いをさせていただくということで組替えをさせていただいたということになりましたので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 今、局長がおっしゃったとおり、たしか277万円ぐらい減額になっていて、結局、文化庁からもらえなかったということで一般支出をしているという話ですが、令和6年度に申請したいという話になれば、あと2年ぐらいで長大なる資料というのは作れるんでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 目黒康子君登壇〕

○教育委員会事務局長（目黒康子君） ただいまの大久保議員のご質問にお答えさせていただきます。

実際に昨年度からコンサルのほうにはお願いいたしまして、現場の孺恋村の文化財ですとか石像物ですとか建築物ですとかそういったものを村内を見まして、いろいろな洗い出しを昨年度から行ってございまして、今年度もそういったことを行ってございます。

そういった業者さんにも入っていただいておりますし、令和6年度だったかと思いますが、

鎌原発掘に対しての構想計画を立てた業者さんにも入っていただいて、2つの業者さんに入
っていただきまして、あとそういったところの資料なども調整させていただいておりますの
で、来年度を使って調整をしていながら作成は間に合わせる方向で今整えておりますので、
ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 去年からコンサルタントは入れているという話で、どのぐらいの
金額で渡されているのか。

あと、今洗い出しをしているというのはたしか東平の遺跡で黒色の注ぎ口、注口土器です
か、それが出ているんですけども、実際にはあれも最終的な報告書というのは出ているん
ですか。そういうのも含めてやっていかないと、村全体の遺跡とか何とかというのは出てこ
ないですね。それはどうなっているのか。

金額と東平の遺跡のどうなっているのか。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大久保議員のご質問にお答えさせていただきます。

東平遺跡から出た黒色磨研注口土器でございますが、これについて一時、完璧な報告書が
できていないというお話、今ご指摘がありました。熊川浩さんが村の教育長をやっていたと
きにその指摘が分かって、しっかりと精査してちゃんとフォローをして最終的に出しておる
やに私は確認しておると思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 目黒康子君登壇〕

○教育委員会事務局長（目黒康子君） ただいまの大久保議員のご質問にお答えさせてい
だきます。

金額といたしましては、1つのほうではドローン撮影とかも行っておる、実際お名前をさ
せていただくと技研コンサルというところに1点お願いしてあるんですけども、そちらの
ほうは今年度は金額として約150万円、それからもう一点、資料作成というところで委託を
してあるところは約600万円なんですけれども、今年度は予算を取らせていただいて進めさ
せていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 村長おっしゃったとおり、本はできていると思うんです。本はできて、我々も受け取ったと思うんですけれども、最終的にはどうなったかという結論が何かあやふやなような気がしたんですけれども、後でちょっと調べてみますけれども、分かりました。確かに本は出ています。

それで、今、教育委員会のほうでは750万円予算をつけてやっているということで、そうするとあと2年も経つということは2,000万円近くになるのでしょうか、最終的には。

その2,000万円が文化庁で通れば多分お金は補助をつけてくれると思うんですけれども、なければ丸々一般会計で出すという話ですけれども、それは村民が過去を振り向いて未来を見るときには非常にいいものになると思うので、その点は私はいいいのかなと思うんですけれども、実際にお祭りだとか何とか取材するというような話ですけれども、まだそういうのはしていないわけで、それもお金がかさんでくるわけですから、実際に委員会の人たちも結構、委員の先生とか有名じゃないんですけれども、そういう方を委員に入れなきゃならないわけですよ。今、委員の方というのは何名ぐらいおられるんですか。

○議長（土屋幸雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 目黒康子君登壇〕

○教育委員会事務局長（目黒康子君） ただいまの大久保議員のご質問にお答えさせていただきます。

委員なんですけれども、先日、村創生の中で資料につけさせていただいたんですけれども、その中の文化財保存活用地域計画協議会ということで入れさせていただいてある中で、村の職員が4名、県の職員が2名、学識経験の方が6名おります。商工観光関係の方が3名、その他ということで地区の鎌原区長さんですとか奉仕会長さん、その他ボランティアガイドさんですとか北麓ジオパークのガイドの方が4名おります。それから、事務局とあとオブザーバーということで、直接の協議会の委員さんということでなっておる方は19名になるかと思われま。そのようなことですが、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 分かりました。膨大な資料を制作していく上では、いろんな方に意見を聞いて、これも村民の方からまた意見も収集するんだと思うんですけれども、未来永劫残るような、子供たちが見て村はこうだったんだというようなことが分かるようなすばら

しい資料を作っていただくことを願って、時間もありませんので、これで終了いたします。
ありがとうございました。

○議長（土屋幸雄君） 以上で大久保守君の一般質問を終わります。

◇ 石 野 時 久 君

○議長（土屋幸雄君） 続いて、石野時久君の一般質問を許可します。

石野時久君。

〔3番 石野時久君登壇〕

○3番（石野時久君） 傍聴される皆さん、大変ご苦労さまです。

それでは、議長より質問の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

2点についてさせていただきますが、最初、国道144号線迂回路についてということです。

2019年の台風19号により、本村は甚大な災害に見舞われました。そんな中においても影響を受けることのなかった国道144号線の孀恋橋が、左岸崩落により全面通行止めという誰も想定できなかった事態が突然起こりました。このことにより通勤・通学をはじめ通院や買物、キャベツの輸送等々、村民の皆さんの生活に計り知れない影響を生じました。目の前に見える場所に遠回りをして迂回をせざるを得ない状態を強いられたわけです。

現在、孀恋橋は復旧工事に関連する皆様のご努力により片側交互通行となり、継続して恒久対策を講じ、全面開通に向けて日々進めていただいているところであります。感謝の気持ちとともに、一日も早い復旧を願うものです。

さて、今回の事案を教訓として、万が一に備えて対策を図るべきと考えます。通行止めになったときに、村民の皆さんから、大前・細原線を利用したいが危険で通行は諦めているという声が聞かれました。この路線については、以前当局より上信自動車道の大前インターチェンジ予定地方面へのアクセス道路として3路線の案が提示され、今月7日の全員協議会の説明においても建設に向けて国や県に働きかけていくとのことですが、孀恋村の中心部における迂回路確保という視点からも本腰を入れて推し進めるべきと考えます。そして、大笹・細原線についても新路線もしくは拡幅工事を進めるべきと考えますが、村長のお考えを伺います。

続きまして2点目なのですが、中学校の部活動の地域移行についてですが、このことは中学、高校の部活動において、現在は教員の方々が顧問として指導されているわけですが、今後3年の間に段階的に休日の指導や引率を地域人材に移行していくという内容なんですけれども、たまたま今朝、NHKのニュース見ていましたらこのことについて報じられていて、地域によっては人材確保や施設の確保が難しい、また費用増が保護者の負担へつながるのではないかと懸念などがあるということで、モデル校等で研究して、全体としては先延ばしにするということが政府から発表が今朝ありました。ですが、今後、将来的には対応していくようになるのであろうということで、質問はさせていただきたいと思います。

それでは、中学校の部活動は平日の練習、そして休日練習や大会参加など顧問を受け持つ教員の方々の献身的な勤務によって支えられてきたのが現状であり、昔からそれが当たり前という認識でした。

2020年9月に国が打ち出した学校の働き方改革で、教員の長時間労働の要因となる部活動の在り方に関わる方針が示され、顧問を受け持つ教員の皆さんの負担の大きさが表面化されました。その対応として、休日については地域人材を活用し、教員が部活動に携わる必要がない環境を構築するための取組を来年度より段階的に始めて、3年間で休日については完全な移行を目指すとのことでした。休日における部活動は、地域の指導者に任せるとのことです。

この取組において懸念されるのは子供たちへの影響です。何よりも大事なことは、子供たちがやりたい部活動を思う存分できるように環境を整えることだと思います。このことについてどのように進めていくのか、お考えを伺いたいと思います。

以上、2点についてご回答をお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 石野時久君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 石野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目の国道144号線迂回路についてのご質問でございました。

今年の4月に発生いたしました嬭恋橋左岸崩落により国道144号線嬭恋橋が全面通行止めとなった事案は、石野議員のみならず、令和元年台風19号豪雨災害による鳴岩橋崩落に伴う全面通行止めと広域迂回を体験いたしました全村民が、またなのかという思いに駆られました。8月23日まで続いた全面通行止めは、まだ脳裏に鮮明に焼きついていることと思いま

す。

今回、地域住民の生活道路としての迂回路は、村道大前・細原線及び村道大笹・細原線が利用されておりました。現状としては道路幅員が狭く、急勾配や道路線形も悪い状態であり、運転に不慣れな方はより遠い迂回路を利用しなければならなくなり、不便を強いられたことと思います。

現在、村の最重要課題として進めている高規格道路上信自動車道の整備について、災害時にも機能する、いわゆるダブル道路構想を実現するものであり、また平常時、災害時を問わず、安定的な輸送の確保を目的とした重要物流道路として国土交通大臣が指定したのが上信自動車道でございます。

また、細原馬踏道地区には上信自動車道のインターチェンジが予定され、現在、大前区への細原地区の名義変更の申請中であり、公共用施設用地の候補地の一つとして当局及び議会視察した場所でもあります。

石野議員ご指摘の国道からの迂回路として利用された村道大前・細原線、村道大笹・細原線につきましても、インターチェンジへのアクセス道路として、群馬県とも連携しながら国の補助事業などを活用して計画的に整備を進めてまいりたい、こう思っておりますので、よろしく願いをいたします。

1 問目は私からのお答えで、2 問目につきましては教育長のほうからお答えさせていただきます。

○議長（土屋幸雄君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 石野議員のご質問、中学校の部活動の地域移行についてお答えいたします。

ちょっとその前に、今、石野議員のほうから本日ということで先延ばしにというお話がありました。実はこの地域移行、いわゆる地域部活動というのは数年前から話は上がっています。そこでいろんな専門の方々、あるいは学校現場等、関係者といろいろな相談をしてきているわけですが、大変難しい問題です。

1つ挙げると、単に活動場所をスポーツ協会とかそういう場所に移せばいいという問題ではないんです。これからまたお話しますが、部活動というのは教育課程には入らないんですが、実はそれと同等の準じる役割とか効果というのをもたらしているわけです。はっきり言って、中学校においては部活動を切り離すということがどれだけ大変なことかということは

これまでも話されたり、話題になったところでもあります。文科省、あるいはスポーツ庁が少し先延ばしをするというようなお話が出ましたので、これらの動向をしっかりと見極め、これに準備をしていきたいというふうには思っています。

今現段階における石野議員のご質問に対するお答えということでご理解いただければありがたいと思います。

中学校における部活動については、中学校学習指導要領、平成29年告示されたものですが、において、部活動が教育課程外の学校教育活動としつつも学校教育の一環として行われる重要な活動であるとし、教育課程との関連が図れるよう留意することを明確に記しています。

また、部活動の意義については、人間関係の構築が図られたり、自己肯定感を高めたり、さらには生徒指導の充実につながるなど、生徒の多様な学び場としてその教育的意義は大変大きいものとしています。実際のところ、学校現場での部活動が課題はあるものの、それ以上に教育効果としてその役割や成果を上げてきているのは事実です。部活動が中学校生活の重要な活動の一つになっていることには間違いありません。

そんなこの部活動ですが、議員のおっしゃるとおり、国は部活動の地域移行という部活動改革を打ち出しました。このことを受け群馬県では、休日の部活動の段階的な地域移行に向けた対応について群馬県部活動運営の在り方検討委員会を組織し、協議を重ねてきているところであります。現時点では、改革の方向性として、次に挙げる内容が提言案として示されています。1つ、令和5年度の開始から3年後の令和7年度をめどに推進する、1つ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、さらなる改革を推進する、1つ、地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実を推進する、1つ、地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働を推進する、以上となります。

さて、本村における休日の部活動の段階的な地域移行に向けた対応ですが、群馬県から示される部活動運営の在り方検討委員会からの提言R5や地域における新たなスポーツ環境の在り方とその構築方法などを参考とし、地域の規模や特性・特徴をはじめとする実情に即して、また教職員及び保護者、地域、関係者、指導者等との共通理解に努めながら連携・協働し、推進していきたいと考えています。

ちなみに、嬭恋中学校の部活動において、既に地域部活動のスタイルを取っているとも言えるのが冬期のスケート部の活動及びスキー部、剣道部の活動です。さらには、地域部活動に準ずる活動として、指導員等を導入・活用した陸上部及び卓球部の活動となります。これらの活動を今後の地域部活動の推進、構築へのモデル及び足がかりとして地域部活動への移

行を推進できればと考えています。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 再質問以降は一問一答で行います。

石野時久君。

○3番（石野時久君） それでは最初に、144号線の迂回路についてということで、村長、先ほど大前・細原、大笹・細原線について計画的に進めていくということで回答をいただきました。ぜひ早く進めていただきたいと思います。

そして、さらにその先を考えますと、上信自動車道の計画は今のところ鎌原インターチェンジまでが早くできる予定であります。そこを利用するに当たって、西部地区とかキャベツの輸送等いろいろ考えた面で、田代方面の上信道ができる前に、何年、間が開くか分かりませんが、その間に有効に使えるアクセス道路を考えていくべきと思うんですけども、その辺の考え方を伺いたしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 石野議員の再質問にお答えさせていただきます。

おっしゃるとおりであります。鎌原インターまでは令和11年に完成予定です。年間予算が今年度、約120億円、ざっくりですけども、上信自動車道の予算は年間今120億円と補正も入れまして120億円。それで、令和11年には鎌原までが完成ということであります。

先ほども大久保議員のときだったかお答えさせていただきましたが、いわゆる婦恋バイパス、鎌原から田代までの間でございますが、でき得れば来年度末には整備区間の格上げさせていただきたいと県には要望しています。今月の23日かな、県の担当もお越しいただいて、特に田代地区でこちらがいい、あちらがいいという意見もありますので、整備区間の格上げをするには地元の意思が統一できないと整備区間の格上げになりませんので、ご存じのように箱島が3年遅れたと東吾妻町のです、そういうこともあるので、田代の役員さんにみんなお集まりいただいて、県からもお招きして意思統一を図るという状況で現在進めております。

なおかつ、今、石野議員のご指摘のとおり、細原を有効に使おうと思えばもう今からどこを通すのか、特に9億円で全国第1号のこの大前橋ができました。今、国道をそこ工事をしていますが、来年度にはその国道も60メートル向こうへ出るということでこの工事は完成します、国道のです。今工事始まっています。ただし、そこから大前インターは県に了解を得ましたので、そこまでの間、これについても今から始めないと、完成するまで待つて

いるというわけにはいかんと。

もう一点、大笹地区からの道もまさに同じことが私は言えると思っております。婦恋運動公園のほうからあちらに通るには、あの上から直線にすると大変短いんです、細原の中心部が、距離的には。なので、橋梁にすればお金かかりますけれども、お金も計算しながら国・県の補助金をしっかりとお願いして、今、地域高規格道路というんじゃなくて高規格道路になりましたので、高規格道路上信自動車道のアクセス道路の補助事業を最大限、議会の皆さん共々、また地域の皆さん共々、ぜひとも国土交通省、群馬県にも一緒に陳情して地域の皆さんとしっかりお願いしてまいりたい。

石野議員のおっしゃるとおり、田代まで完成してからそこ活用するというんじゃなくて、細原については今日的な課題ですので、今からあるべき姿を迫りし調査をし、県とも協議が必要だと強く思っていますので、そういう方向で取り組んでまいりたいと思っています。

○議長（土屋幸雄君） 石野時久君。

○3番（石野時久君） 今の答弁ですと、細原の活用ということでありますけれども、それもちろんですけれども、私が言いたいのは鎌原インターチェンジが先にできたときに田代、大笹地区の西部地区から輸送とか、県庁所在地の前橋行くとかのアクセスを、田代方面ができるまでまだどれだけかかるか分からないわけですから、そこもぜひ鎌原インターチェンジができるまでに進めたほうがいいんじゃないかと思うわけです。

そこでやっぱり言えるのは、前に上坂議員も言ったんですけれども、鎌原・細原線は大笹・細原線とつなげて鎌原インターチェンジができるまでに完成させておけば、物流においても、村民の皆さんの利用においても、観光客においても非常に有効に使えるのではないかと思うんですけれども、その辺についてはいかがですか。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 言わんとする意味はそのとおりだと思っています。細原を中心とした村道については以前も議会には図面を出した経緯がございますけれども、上信道が完成する前というんじゃなくて、併せて並行してその周辺の村道については早急に検討していく必要があると。

あわせて、お金、財源、財源検討なくして物はできません。お金がなければできませんので、そういう検討も加えて、なおかつ国・県の補助事業もお願いするところはしっかりお願いをして取り組んでまいりたいと。

あわせて、鎌原のほうに行く道も議会に前、示したとおりだと思っていますので、そういう方向で進めてまいりたい、こう思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 石野時久君。

○3番（石野時久君） ぜひ進めていただきたいと思いますが、それに伴ってなんですけれども、上信自動車道は長野県方面へ向けてどんどん陳情したりしていったって、進めていただいていると思うんですけれども、吾妻川をはさんだ干俣方面、また門貝とかいろいろありますけれども、そちらのほうも併せて道が狭かったり、崖崩れの心配のところもありますし、利便性のいい道路、そちらのほうも早期に進めていただきたいなどは思っているんですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 上信自動車道は吾妻川の右岸を通行するわけではありますが、いわゆる吾妻川の左岸、今井地区、それから万座地区、石津、仙之入地区も含めて、また三原地区一部、それから西窪、門貝地区、あるいはもう一点、干俣地区、こちらからインターチェンジまでのアクセス道路、これについても本当に併せてと私もそう思っております。例えば仙之入からどう行ったら一番近いのか、万座からどこへ行ったら一番いいのか。

例えば万座ですと、間違いなく東京行くのなら芦生田インターだとも思っておりますが、芦生田インターにつきましては地権者との話し合いもできて区の説明会も終わっていますので、鎌原、芦生田、袋倉についてはほぼ線形も1本の線になっていますから、それに対するいわゆる地域からのアクセス道路は当然並行して考えていく必要があるところ私も思っていますので、道路体系、道路ネットワーク、全体を在り方しっかり検討して落ちこぼれのないように、地域からの落ちこぼれのないような道路整備体系、また予算関係も含めて検討していく必要があるところ思っておりますので、そのように進めてまいりたい、こう思っております。

○議長（土屋幸雄君） 石野時久君。

○3番（石野時久君） 答弁のとおり、ぜひ進めていただきたいと思います。予算の関係もあるし、期間ちょっと長くなるかもしれませんが、計画を立てていただいて優先順位をつけて進めていただきたいと思います。

上信道のアクセスはその辺にしまして、パノラマラインについて伺いたいんですけれども、台風19号のときに144号の迂回路としてパノラマラインが整備されていたことで大変助かったと思います。それで、あの道路が有益に利用されて上田のほうへ抜けたり、多少遠くて

もできたと思うんですけども、そのパノラマラインの南ルートについて青山で止まっていますけれども、あれを延長するような考えはないですか。

○議長（土屋幸雄君） 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

○建設課長（滝沢勇司君） ただいまの石野議員のご質問にお答えします。

今パノラマの南ルートについては青山で止まっているわけですが、その先は県道の大笹・応桑線ということで幹線が結ばれていて、その県道とのクロスで有料道路があるという形があります。

実際それが延長されて、また有益性はあるかと思うんですが、土地の関係があつたりとかありますので、今現在はその既存の道路を利用しているということでご理解していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 石野時久君。

○3番（石野時久君） おっしゃることは分かりました。ですが、青山の土地について買収が済んだりとか、もし村で買上げとかができた場合は頭の片隅にでも入れておいて、長期的な考えでもいいと思うんですけども、つなげていただければかなり有益な、災害時にも有益に使えるかなと、またいろいろな面で利用もできるかなと思いますので、頭に入れていただきたいと思います。

最後になりますけれども、災害時にも安定して機能する道路の在り方を研究していただいて、道路の整備を進めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、部活動の地域移行について伺います。

部活動についてなんですけれども、休日を地域人材を発掘して移行していく、休日の指導、引率等、移行していくということでありまして、先ほどスケート部とかスキー部とか高校ととか一緒にやられているんかと思いますが、どういった方を利用しようかと目指しているか。また、教員のOBの方を意思があれば使ってもいいということになっていると思うんですけども、どういった方々を発掘しようと思っておりますか。

○議長（土屋幸雄君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） ただいまの石野議員のご質問にお答えいたします。

発掘の前に、まず既存の指導者、あるいはこれまで選手等々でやってきていただいた方々、そういった方をピックアップじゃないんですが、もう一度確認をさせていただき、それでそ

ういった方をまずは活用したいと。

人材の育成ということになりますと、教員という話も出ましたが、実はまだ表には出てきていませんけれども、教職員の兼業兼職、これを認めるような形で進めようというのが国・県の考えであります。もちろん公務員ですから副業はできないわけなんですけど、今言ったように部活を支えてきている教職員、実は中学校にいる職員は本当に超過勤務80時間越えを何とも思わずやってしまうような職員が多いわけなんですけど、実際に本当に好きで部活動をやりたくて中学校に配属されているという職員もいます。そういった方々については、一律に休日までを一緒にたにして職務というふうに考えていますので、これまでは。そういった意味ではいろいろ課題・問題があったわけなんですけど、平日は学校の部活動、土日等々の、あるいは休日等々のそういったものについては、本人の希望によって可能だというふうなことにしていこうというような流れができてきていますので、そういった方々を募っていきたい。

さらには、興味ある方、それから少しそういったものに挑戦してみようという意思のある方を一緒に同行というか、行動していただく中で、ぜひそういった指導者として今後担っていただけるような人材を育てていきたいと思えます。

その母体となるのが実は婦恋においてはスポーツ協会あるいはスポーツ少年団、そういったことになるんですけど、町場に行きますと、これが総合型の地域クラブをはじめ民間業のスポーツ、そういった活動場所もあります。そういったことが使えればいいんですけど、この辺は使えませんので、されど婦恋村というだけでなく、先ほどの上信道じゃありませんが、そういった地の利を生かすような形をして、近隣の隣接町村等にも協力をいただく中で進めていければいいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 石野時久君。

○3番（石野時久君） 今答弁いただいたところで、教員の兼業副業、ぜひ前にも村のほうのあれも副業認めたらと言って制度化と言ったらまだできていないんですけど、ぜひそういう方向でもやる気のある一生懸命やったださる教員の方については、その後の対応について別の考えになるような感じらしいんです。そこで当然報酬も生まれると、一般の方になっただけでも生まれるということなんです。

それなので、先ほどNHKで言ったというんですけど、その報酬について保護者の負担になるようなことが懸念されるということもあって延期すると、そういう意見もあって。だから当然もしそういうことが起きた場合は村負担ということで進めていただければと思

ますけれども、その辺についてはいかがですか。一般にしても教員の方にしても報酬ということ。

○議長（土屋幸雄君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） ただいまの石野議員にお答えします。

私のほうでこうというのはなかなかありますので、考え方を述べさせていただきたいんですが、基本的には私たちどもが捉えているのは保護者負担というのが基本になっています。

部活動だけでなく、世の中見れば分かるんですが、いろいろなクラブ活動とかあるいはそういうふうな活動については当人の負担ということになるんですが、教育活動というふうにと捉えて、単なる運動あるいは文化的な活動をしたい子がやっているというのではなくて、部活動の意義やこれまで担ってきた役割・使命というのを考えると、大変教育的な価値とか教育的な捉え方というのは当然必要になるのかなというふうに思いますので、その辺のところを大切にしながら、どの辺でどの程度どこが出すのかというようなことについては今後課題として取り組んでいければいいなというふうに思います。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 石野時久君。

○3番（石野時久君） ぜひ進めていただきたいと思うわけですが、休日における教職員以外の引率については、2017年4月から学校教育法の一部改正によって部活動指導員の制度化がされているということで、学校の設置者がその指導員に対する規則を策定し、学校と共に研修会を行い、毎年行っていくと。そうすることによって部活動指導員を任命できると、今言った報酬も発生しますということになっているんですけれども、任命を受けないと、今までの父兄さんとかボランティアで指導とかをしていただいたわけですが、休日、土日において単独で引率、顧問とはなれないということなんです。

ボランティアのまま延長ではその面倒は見られないということなので、3年をめどにそういう人を、3年はちょっと延びるかとは思いますが、そういう体制をちゃんとつくって、規則もつくって、研修もやってそういう人をあてがえるようにしないと、先ほどやる気でもやっていたらいい教員はいいんですけども、あてがいぶちと言えば失礼ですけども、そういう人もいると思うので、そういうところには得意な分野の人を報酬をつけてお願いできるような方向にしたほうがいいと思うんですけども、その辺の考え方いかがですか。

○議長（土屋幸雄君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） ただいまの石野議員のご質問にお答えいたします。

部活動指導員、これは実は孺恋中学校では3年目になりますが、採用しています。まず1年目は1名、去年、今年と2年間続いて2名採用しています。部活動については陸上部とそれから剣道部です。

この部活動指導員の報酬については県費負担になっていきますので、国から下りてきた県で部活動指導員を広めましょう、広げましょうということで行っているものを孺恋村教育委員会では採用しているということになります。

できれば全部活動においてそういった方を配置したいんですけども、なかなかまず人がいないということです。おかげさまで剣道についてはご存じのとおり地域の剣友会とか前のウォリアーズですか、そういった方々の力をお借りしているというのと、陸上については2年前まで校長をしました金子健司先生にお願いしているというような状況であります。人がいれば毎年3月に県のほうから希望調査が来ますので、ほぼ申請すれば頂けるということになります。だけれども、ご存じのとおり人がいないということになります。

部活動指導員は、おっしゃったように要するに引率もできますし、部活動によっては監督もできます。ただ、現段階ではそういった部活動指導員のみということになっています。

ただ、中体連の存在も今後話題になってくると思うんですが、競技部によっては一部そういった方を認めている部も出てきていますので、いろいろ連盟とか競技団体とか調整が必要になるんかと思いますが、今後そういった活用の仕方については広がっていくものと考えます。

できれば石野議員がおっしゃったように、そういった体制、地域部活動の体制が整ってくればくるほどそういったことは当然必要になってきますので、そういったことに対してやはり整備ということについては、現場及び教育委員会としても推進していけるよう働きかけていければというふうに思っています。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 石野時久君。

○3番（石野時久君） 中学校の陸上、剣道等で現在も部活動指導員の方がおられるということでありましたけれども、ということは学校設置者が規則をつくってということで、学校設置者ということは村だと思わなすけれども、その規則があるということによろしいんです

か。事故とか任用だとかいろいろな面があると思うんですけども、それはあるということでもよろしいんですかね。

○議長（土屋幸雄君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） あります。こういった形でつくらせてもらっていますので、これを中学校のほうに校長さん方にあるいは先生方。それから、指導員の方にもお示ししています。

さらに、先ほど出ましたように年2回の研修がありまして、この研修についてもしっかりと行っているということをご理解いただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 石野時久君。

○3番（石野時久君） あるということで、それにのっとってぜひ有能な人材の方がいらっしゃいましたらできれば報酬を多くあげていただいて、部活動が有意義に進むようにしていただきたいと思います。

その中で一番心配されるのは、やはりスポーツなんかでいくと子供を引率した場合のけが等です。当然保険とか掛けるんだと思うんですけども、そういった責任も多分その規則でうたわれているんだと思うんですけども、一番大変、懸念されるところかなとは思っているので、その辺の対応についてよく指導員の方にできるようにと思うんですけども、その辺はどうに考えますか。

○議長（土屋幸雄君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） ただいまの石野議員のご質問にお答えします。

けがについては当然スポーツの関係については特になんですが、心配される場所です。指導員さんだけでなく、職員あるいは保護者の方の引率等についても当然同じなんですが、部活動の範囲の中においてはスポーツ傷害とか学校独自で入っているもの、それからPTAとか、あるいは種目によってはやはり単独でまたそれを入れるというような方向も出てきています。当然指導者も含めたそういった保険に入るとこれは基本でありまして、ぜひそれについてはということで落ちのないように進めているのが現状です。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 石野時久君。

○3番（石野時久君） 現在いられるということなので、いい方がいればどんどん進められる

んだと思いますけれども、ぜひ子供たちのために教員の方でもいいし、地域の人でもいいし、OBの方でもいいので、いい方を見つけていただいて教員の方の負担減も当然目指していただき、子供の部活動の充実を目指して取り組んでいただきたいと思います。

終わります。

○議長（土屋幸雄君） 以上で石野時久君の一般質問を終わります。

休憩します。

午後1時より再開いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長（土屋幸雄君） 再開いたします。

◇ 伊 藤 洋 子 君

○議長（土屋幸雄君） 続いて、伊藤洋子さんの一般質問を許可します。

伊藤洋子さん。

〔9番 伊藤洋子君登壇〕

○9番（伊藤洋子君） 日本共産党の伊藤洋子です。

初めに、一般通告用紙のほうが大きい案件が1つになっていますけれども、実は私のパソコンの不都合によりメモで渡して事務局にプリントアウトしていただいたので、このようなふうになっていますけれども、大きな質問は2つで、2番目の国保税のことも質問となりますので、そのことをよろしく願いたします。

新型コロナ感染が発生してから3年になろうとしています。感染状況は落ち着いたかのように思っていましたら、先日、群馬県の感染者数が3,500人を超えました。第8波と報道されています。村民の多くの方々は身近なところでもかかる方がいたりして、それぞれ様々な不安を持ちながらの年越しになりそうです。

村行政の第一の仕事はそこに住む人の命・暮らしを守ることです。私はこの趣旨を基本に、

村民の声が届く村民が主人公の村政を進める気持ちを込めて一般質問を行います。

初めに、聴覚検診と補聴器購入補助について質問します。

1つ目は、以前、村の健診時に聴覚検査を入れて、難聴者の実態把握するように質問をしました。そのときに実施する方向で検討するという答弁でした。その後、当局も検討していただいたようですが、具体的にどのように実施されるのか、説明をお願いいたします。

2つ目、検診の結果、難聴の基準に当てはまる方には補聴器購入の補助の実施を求めます。

私が補助の実施を求める理由は、以前にもこの場で述べましたが、高齢になってからの難聴は人との関わりを避けるようになり、認知症になりやすくなるという問題があるからです。この問題は各自治体も取り上げるようになり、現在全国では121自治体、群馬県では前橋市と大泉町が行っております。

国際保健機構WHOでも、中等度は難聴に当たるという見解です。厚労省も、2015年に認知症施策推進戦略を策定しています。その内容には、難聴と思ったら補聴器をつけてこれまでと同じように行動することがいいと言われてしています。

また、2025年には認知症の方が700万人になると言われています。嬭恋村の高齢化率は38.53%です。今村もこういう高齢化社会に向けて、対策として様々な計画を立て関係者の方々が懸命に取り組んでいることは理解していますが、難聴対策はほとんどされていないように見受けられます。誰もが年老いても自分らしく生き、健康寿命を延ばすためにも、ぜひ補聴器の購入補助を実施していただきたいと思います。村長の考えをお聞かせください。

次に、国保における子供の均等割分を18歳まで軽減することについて質問します。

まず、国保税の税額について少し説明させていただきます。

社会保険や共済保険の保険料は所得に応じて決まりますが、国保税はそのほかの保険制度にはない均等割、これは加入者の人数に課せられる税金で人頭税のようなものがあります。嬭恋村の令和4年度の均等割は子供1人分が3万6,000円です。この分が生まれるとすぐに課税されるのですから、親御さんにとって大変な負担になります。子供の数が多いほど保険税が高くなるため子育て支援に逆行するとして、全国市長会は子供の均等割をなくすよう国に要求していました。これを受けて国は、今年度から子育て世帯の経済的負担を軽減するために、未就学児の均等割を5割軽減しましたので、これは一歩前進したことになります。

子育て支援の流れは広がり、来年度から吾妻郡内全ての町村が18歳までの医療費無料化を実施します。嬭恋村は給食費の無料化と保育料などの無料化をいち早く実施した実績があります。常日頃から子供は村の宝と表明しています。さらに子育てしやすい村を目指し、国保

税の均等割分の軽減をし、若いお母さん方、子育て中のお母さん方にぜひ安心感を与えたいと思います。村長の考えをお聞かせください。

以上、村長の明快な答弁を求めて質問を終わります。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さんの一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、以前答弁させていただきました聴力検診につきましては、人間ドック等で実施する本格的な機器での検査ではなく、村の就学時健診等で使用するオーディオメーターを利用し、聴力検査をすることを想定しております。

検診の実施方法につきましては、以前の一般質問答弁で特定健診や後期高齢者健診会場は聴力検査の環境整備が難しいことから、各地区に出向いて健康相談等を実施するときに聴力検査を実施するのも一案かと存じますと答弁させていただいております。その後、保健師とも相談して健康相談等のときに希望があった場合、実施する予定でございました。しかしながら、現状ではコロナの影響で各地区に出向いての健康相談等は実施していない状況でございます。ご理解いただきたいと存じます。

今後におきましては、状況を見ながら希望者がいる場合は対応できる体制整備にしっかりと努めてまいりたいと考えております。

伊藤議員のご指摘のとおり、新オレンジプランでは、認知症発症予防の推進の項目で、加齢、遺伝子のもの、高血圧、糖尿病、喫煙、頭部外傷、難聴などが認知症の危険因子、運動、食事、余暇活動、社会的参加、認知訓練、活発な精神活動などが認知症の予防因子とされておりますと記されております。難聴と認知症の関連につきましては、各方面で研究が進んでいるようでございます。加齢性難聴につきましては、老化現象の一種なので、どなたにも起こり得る可能性があるのですが、進行を遅らせたり、悪化させる原因を避けることにより難聴を予防することの可能性があるようなので、難聴の一因と言われております生活習慣病の予防方法などを周知する際に関連づけて情報提供をすることも必要だと考えております。

補助制度につきましては、令和3年12月にも答弁させていただきましたが、身体障害者手帳の取得により補助対象となります。また、購入補助制度ではございませんけれども、2018年度から確定申告の際、条件付ではありますが、補聴器購入が医療費控除の対象となっているようでございます。伊藤議員がご提案されております検診の結果基準を設けて補聴

器の購入補助の導入については、現時点で早急に対応することは難しいと考えております。ご理解をいただきたいと思います。

第2点目でございますが、子育て支援としての国保税の均等割額の軽減についてのご質問でございます。

国民健康保険税における均等割額の軽減の対象となる年齢を、現行の未就学児6歳から18歳まで引き上げることを求めるとのご質問であります。議員ご承知のとおり、国民健康保険では被保険者が等しく保険給付を受ける権利があるため、加入者一人一人に応益分として均等割額をお願いしているところでございます。

国民健康保険税の未就学児に関わる均等割額の軽減制度は、令和4年度4月から実施されており、全ての未就学児に関わる均等割額を5割減額するものであります。国民健康保険税の算出には、低所得者の負担能力を考慮して均等割額または平等割額を減額する仕組みが設けられており、現行制度における減額割合は所得に応じて7割、5割、2割の減額が行われております。低所得者世帯に関わる未就学児分の均等割額の減額はこの7割、5割、2割の減額後の残る課税部分について、5割を減額する措置であること、またこうした減額の適用のない一定所得以上の世帯における未就学児の均等割額についても、5割減額するものでございます。

今回、伊藤議員は減額対象の拡充を求めたいとのことですが、この制度は地方税法第703条の5第2項に規定されておりまして、法律及び政令等の規定、基準に基づく条例を定め、適用することになっているものであり、嬭恋村が独自に条例等により実施することはできないものでありますので、ご理解願います。

さらに、平成30年度からは国民健康保険の制度改革によりまして、これまで市町村ごとに国民健康保険事業の運営を行ってまいりましたが、都道府県がその運営に加わり、国保財政運営の責任主体となり、運営されているところでございます。これにより同一の都道府県内、群馬県であれば県内どこの市町村に住まわれても、同じ収入状況、同じ世帯構成であれば納める保険税率は同じである、いわゆる保険税率の統一に向けて協議、調整が行われているところでもございます。現在、群馬県における保険税率の統一年度は定まっておられませんけれども、こうした動向からも、市町村が独自に特例を設けるなどの制度拡充を図ることは難しい状況であることもご理解を賜りたく、よろしく願いをいたします。

以上で答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 再質問以降は一問一答で行います。

伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 最初に、聴覚検査について前向きに答弁されて、オーディオメーターとかとよく私は知らないんですけれども、そういう方向でやってくださるような方向ですけれども、コロナ禍でなかなかできないということで、今後、希望者には体制整備してやるといふと、どのような体制を考えているのでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

まだ具体的な方策が決まっているわけではないんですけれども、包括支援センターと保健室と相談しまして、65歳になりますと介護保険の保険証を各該当者の方に送付します。その中で改善センターに行けば簡易的なオーディオメーターを使って聴覚検査もできますよというようにご案内をして、ご希望に応じて改善センターのほうに行ったら保健室でも包括支援センターでも対応できるようなことがまず1つ早急には考えられるのかなというふうに感じております。

また、改善センターのほうでは、民間の補聴器屋さんが来て聞こえの相談というのもやっているように聞いておりますので、そこで聞こえが悪かったらそちらにつなげるとかというようにすることも一つなんじゃないかなというような検討をさせていただいているところです。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 私がちょっとこの聴覚検診について調べたところ、ヘッドホンを当てて音を出していただいて、音が聞こえる間は何か握って反応を示すというそういう検査があって、それをやるには何か防音室というのを設けてやっている自治体もあるということなので、その費用とかそういうのは自分としてまだ調べていないんですけれども、ぜひそういったのも調べてより多くの人に参加する、受けやすい体制を考えていただければと思いますけれども、その点についてぜひ調査研究していただく考えはありますでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） ただいまの伊藤議員のご提案ですけれども、今、予算的なこともまだ調べておりませんですし、その状況もありますし、また現在の改善センターが保健センターの代わりになっているというところから、そこに設置するのがいいことなのかど

うかということも含めて今後の課題になるのかなというふうに考えております。

今、設置しますというふうなお答えはできない状況でありますので、ご理解いただければと思います。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） それで、聴覚検査をして難聴ですとかそういうふうに言われた方には、今のところ、先ほど村長の答弁では障害者手帳を持っていればそれは該当になるけれども、実は前回の質問のときもお話ししたんですけれども、WHOの中でも中等度というので、30デシベルぐらいになったらもう難聴になるということが載っているの、障害者手帳だともっと聞こえにくい人のことだとたしか認識しているんですけれども、そういう点ではやっぱり認知症予防を考えるとしたら予防が一番大事なので、ぜひ中等度になったら補助をするということを考えていただきたく質問させていただいたんですけれども、その点については考えは変わらないでしょうか。予防という点でやるなら、ぜひそこが必要だと思いますけれども、答弁願います。

○議長（土屋幸雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） ただいまの質問ですけれども、先ほど村長の答弁の中にありましたように、やはり予防も大切かなというふうには感じております。

その中で予防対策としましては、いわゆる生活習慣病等も難聴の原因になるんじゃないかというようなことも研究されているようですので、そういったことも含めながら、なかなか聞こえづらくなっている方は急に聞こえなくなるわけではないので、自覚がないということは十分承知はしておりますけれども、そういった方々にすぐ機械で補助するというのではなく、そういった生活習慣病の見直しであるとかそこも一つの難聴の原因になるんだよという周知を図りながら進めていけたらいいなというふうに現在は考えております。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 生活習慣病は全ての病気の基になるので、当局の考え方は分かるんですけれども、やはり今現在でも聞こえにくくて補聴器をつけている方とか、その調査はされているのかどうか1点お聞きしますけれども、例えば補聴器を買っている高齢者はどのくらいいるのかとか、そういう実態をつかむことがまず対策を考えるのに大事だと思いますけれども、そういった点で、今現在やっぱり聞こえにくい人は、この間もある年配夫婦と会話をし

ていたならば夫婦げんかになっちゃうとか、夫婦の会話さえなくなるというので、あなたに言っても全然聞こえないからもう会話しないとか、お前と話してもしょうがないとそういう会話も聞こえるようなですけれども、やはりそれは認知症予防、2025年に700万人にならないようにするのが私たち一つ一つの自治体が取り組むことだと思うんですけれども、補聴器をつけている実態とか分かっているのかどうかというのと、やはり予防措置としてぜひ実態をつかんだら補聴器補助が望ましいと思いますけれども、それは依然変わらずの答弁としてなるのでしょうか、お答え願います。

○議長（土屋幸雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） ただいまのご質問で、補聴器の使用者の実態調査をしているかということですが、高齢者全般に対しての調査は実施しておりません。

ただ、身体障害者の手帳を取っている中では当然、耳が悪くて手帳を取っていらっしゃるという方の人数はこちらのほうでは把握しておりますが、高齢者全般についての難聴の調査はしておりません。

その件につきましても、今度、第9次の介護保険計画をつくる際にアンケートを取らせていただきますので、そういったところに質問項目の一つとして入れていくこともあるのかなというふうなことは担当とは話をさせていただいているところです。これを実施するかどうかはちょっとまだ質問項目決まっていないので、分かりませんが、そういった方向性も一つあるかなというふうに感じているところです。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） これはこれ以上お互いに話ししても実態がこういう状況だからですけれども、やっぱり高齢者計画を立てるに当たっては、これだけ難聴と補聴器の問題が結構健康ニュース等でも話されるようになってきているので、やはり実態調査をすとか、今課長さんから答弁があったように質問項目にそういった耳の状況を調査すとかそういうことをやって、まずは実態を把握して、これはやっぱりやらなければとか、障害者手帳をもらうくらいに難聴になったのではもうおしまいのおかげで、中等度以上になったらというのが社会全般の考え方になっているので、ぜひそういった点でこれから今述べた実態調査とかそれに対する村としてどのように難聴者に対応するかは、本当質問上げていてできませんという答弁なので、補聴器補助については、でもそういう難聴と認知症は大事な問題ですので、2つ目

のことについては実態把握をしたらぜひ積極的に検討していただき、やはりいつも村長もおっしゃっているように、年を取ってもこの孀恋村で人間らしく生きるという権利を保障するというので、そのことを要望してこの質問は終わりにいたします。

次に、大きな2番目ですけれども、村長の答弁を聞いていますと、地方税法の中で考えているので、その点については私も税務課長から事前にお聞きしていたので、税法上は無理というのは分かっているんですけれども、そうじゃなくてやるというのは、先ほど全国市長会が要望して今年の4月から未就学児が半額出してもらえるようになったその理由が子育て世代の応援、負担軽減をするというのが全国市長会の要望がそうで、それに厚労省というか、国も応えて今年から始まったので、そこがやっぱりこれの一番の私も目的だと思います。

先ほど述べたように孀恋村は3万6,000円なんですよね、1人当たり。4人お子さんがいらっしやるとその分が親御さんにかかってくる。それはすごく大きな負担になって地方税法で平等にと言うけれども、先ほどの市長会はそういった狙いで国に言ってやってもらっていると言うのでは、やっぱり今の村の考え方をどうするかにかかってくると思います。

群馬県では甘楽町がやっているんですけれども、地方税法に触れないようにその税金は納めてもらう形、それで後で補助という形でやっているの、本当にやろうと思えばできることなんですけれども、いかがでしょうか。やっぱり子育てしやすい村として考える気持ちはないでしょうか。税法上じゃなくて、そういう子育て世代の負担を考えるという視点ではどうでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 住民課長。

〔住民課長 宮崎由美子君登壇〕

○住民課長（宮崎由美子君） 伊藤洋子さんのご質問にお答えさせていただきます。

甘楽町では国民健康保険のほうで子育ての世帯支援事業ということで補助金を交付しているようですが、孀恋村ではまだそのようなことは、今後検討はしてみますが、今の段階では考えてはおりません。

この12月の議会で福祉医療本人負担分18歳まで無料させていただいてありますので、ちょっと今後様子を見て検討させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） では、今のところそういう子育て支援として均等割分の軽減は考えていないということなんですけれども、ちなみに18歳までのそういう均等割分のをやってあげるとしたら、どのくらいの18歳までの対象者がいらっしやるのかどうか、教えていただければ

ばと思います。

○議長（土屋幸雄君） 税務会計課長。

〔会計管理者兼税務会計課長 望月浩二君登壇〕

○会計管理者兼税務会計課長（望月浩二君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

仮に18歳まで対象を上げた場合、今年度の4月時点で捉えていまして410名が対象になります。

410名が対象になるんですが、軽減をどの程度にするかによって金額が違うんですけども、現行の国の5割の軽減を実施するとすると約630万円、18歳まで全額を軽減する場合ですと約1,300万円ほどかかる試算になっております。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） ありがとうございます。

410名のお子さんたちが対象になるということで、予算が全額という1,300万円、でも国がやっている未就学児の5割分を除いたのが630万円ということでしょうか、すみません。

○議長（土屋幸雄君） 税務会計課長。

〔会計管理者兼税務会計課長 望月浩二君登壇〕

○会計管理者兼税務会計課長（望月浩二君） ただいまの質問ですが、現行の国の制度にのってやったものを含めて630万円ということです。よろしくお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 私が実際に甘楽町から聞いたんですけれども、甘楽町のほうは117世帯分で今年度分が463万円ということでしたけれども、どこの財源というのではいろいろ考え方があって思うんですけれども、ちなみに孺恋村が9月決算で基金が4億2,005万円余りあります。それで、あと差引きで1億1,360万円がこの9月決算で出たわけなんですけれども、それもまた基金に入るのかどうかはちょっと認識していないんですけれども、5億円以上あるわけなんですけれども、その中で医療の中で緊急事態になったときのために残しておかなければいけないお金が保険給付額の5%ぐらいというのは以前は答弁されていたけれども、今もあるのかどうかですけれども、5%分を計算しても4,878万円基金があれば、緊急のインフルエンザが蔓延したとかそういうところにも対応できるようになります。

そうするとこのお金の使い方、基金の使い方でもしかしらできるのではないかとということで、そういうところにお子さんが村内でも5人お子さんいらっしゃる方、4人いらっしゃる

る方、3人以上いらっしゃる方も結構な数いるので、そこへの子育て支援としてぜひ考えていただきたいと思うんですけれども、基金活用はこれはできるんだと思うんですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 税務会計課長。

〔会計管理者兼税務会計課長 望月浩二君登壇〕

○会計管理者兼税務会計課長（望月浩二君） ただいまの質問ですけれども、基金については議員おっしゃるとおり残高が4億円を超える額がございます。

村長の答弁からもございましたが、平成30年度から群馬県が国保の運営に財政の責任主体として加わって運営をしております。そのときに納付金制度というのが同時に始まっております。平成30年度から国の財政支援がありまして、納付金の急激な負担増を抑えるために財政支援がありまして、それが嬭恋村が1億円から1億3,000万円ほど措置をされております。この措置が令和5年度末で終わります。そうしますと、必然的に納付金が1億円以上負担が増えることとなりますので、そうしたときに税率を変えて被保険者の方に負担を求めるのではなく、基金を活用して緩やかに負担の緩和を取っていければと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 4億円以上の基金があるのはその納付金の足しにしていくというので、国保の基金をつくり出したのは国保加入者の皆さんだから、そういう使い方をするのもいいかなと思うので、またちょっと調べましたけれども、甘楽町の場合は先ほどお話しした463万円は一般会計から出しているということでしたので、やはりこれは村の姿勢になります。

先ほど村長が大久保議員の質問に対し答えましたけれども、平成28年度から憲法26条に基づいて子供の給食費を無料化した、それから保育料とかそういうものも無料化して多くのお母さん方にすごく喜ばれているわけですが、それも子育て支援と憲法を保障するという意味でやってくれたと思うんですけれども、村長に質問しますけれども、またさらに、まして村長は国保のほうの県の理事長とか何か先ほどありましたけれども、そういう役にも就いていらっしゃるわけですが、そういう均等割という昔の人頭税に当たるようなものはヨーロッパ諸国ではもうなくて、日本だけなんです、均等割は。

こういった何かなじまない、子育て支援に逆行するような在り方に対して、それでは村長としてはさらに子育て支援をするためにこれを何とか村が半額でも出すとか、そういう子育て支援をさらに進めようという考えはあるのかなのか、答えていただきたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 現在、嬭恋村の国民健康保険における被保険者の数は、ざっくり約3,500人、10年前は約4,800人、4,800人が3,500人に減っていると。すると、国保税で所得割というのがございます、ご存じのように。所得割でキャベツの生産者の皆さんが所得があると今100万円か、最高金額を払っている方がたくさんいらっしゃるんです。それで現在、我が村は所得割分でほかの町村と比べますとキャベツの値段がよい、所得が多い、これで最高額の金額を国民健康保険税を払っていらっしゃるんです。それらが蓄積されて現在の基金があるという状況でございます。

それから、国民健康保険は先ほど言ったように被保険者がどんどん減っている現実がございます。そして、国保税だけで3,400億円の国のお金を頂いて、群馬県国民健康保険団体連合会も、あるいは全国の国民健康保険団体中央会も運営が成り立っていると。しかしながら、こういうものを一元化して一本化して進もうということで現在、制度改革がなされていると。

その中で今度は、前も何回も説明しておりますが、財政主体を47都道府県にしますと、県が財政主体になったんです。35市町村じゃなくなったんです。それについては今、担当課長がお話したとおり、万が一のときに足りなくなる可能性がありますよということがありますので、一概に基金があるから入れたらどうかという考えもありますけれども、その状況、要する35市町村が平等になる体制づくりを今しておりますので、その様子を見ながらおかつそれが結果的に平等に35市町村が全部なった場合にまだ残金があるのであれば、今、伊藤議員の言うようなことで子育てのために均等割、4人いたら4人分、5人いたら5人分3万6,000円払えというのはちょっと酷だなという私も気持ちもしておりますので、そういう時点になれば検討は十分する必要があると思っております。

現状では、そういうことでちょうど制度改革の時期だと、それとなおかつ併せましてコンピューターの関係が中央会も群馬県、47都道府県、全部一律に来年度改正されます。そのためのお金も足りないということでもあります。私のほうは群馬県の代表として厚生労働省に陳情に行きましたが、合計57億円ですか、今回の国の補正でお決めいただきました。

そういうことでちょうど制度が移行する時期でございますので、それらの移行の時期をよく勘案しながら、子供たち、子育てのために時期を見て今の均等割、確かにちょっと不合理だなという気持ちもしますので、検討する時期が来ればしっかり検討してまいりたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） この均等割をなくすのは、すごく制度の問題だから大変だと思いますけれども、村長のほうから連合会のほうとしてもこういう不条理なものは検討してまいりたいという答弁をいただきましたけれども、先ほど税務課長から説明があったように18歳までの子を全部やると1,300万円かかるということでは、その1,300万円を国保のほうのお金と関係なく、一般会計から甘楽町のようにやるということでは、どこの町村もまだ甘楽しかやっていない中で孀恋村がやるということは、さらに移住・定住にもつながるかもしれないし、本当に子育てが日本一いい村という感じにもなるかもしれないし、そういう意味で1,300万円を一般会計から入れてやろうとする気持ちは村長にあるかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 現在、孀恋村大きな課題があります。1つは孀恋会館の建替えです。2つ目は孀恋村役場の建替えです。その後も公共施設再編で予算が非常にタイトであります。したがって、役場等の公共施設再編については、できる限りPFIを活用しようというお話もさせてもらっています。

来年度予算編成を各課に流しておりますが、基本的には対前年10%カットで上げろと言っています。お金が大変かかると。したがって、大きな金がかかるので、予算も非常にタイトだと。無駄遣い、無理、無駄、むらのない来年度予算編成をすると。それから、スクラップ・アンド・ビルド、どうしても新規事業でこれがしたいというのがあるのなら、その予算は違うところをカットしてスクラップ、そしてビルド、500万円どうしても新規やりたいのならほかの500万円をカットするようなことで、予算編成作業をしておるとい状況であります。

したがって、今の均等割の話は今よく勉強をしていますので、国に要望することは要望を今後、町村会あるいは国保連を通して今までも話はしていますが、今後もしっかりしてまいりたい。ただし、村の今の一般会計投入してということにつきましては、先ほどお答えさせていただきましたとおり、もう少しお時間をいただきたいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 私としては、孀恋村が本当に子育て支援で秀でている自治体というよ

うな村だということが表明できたらうれしい。それは平成28年度の給食費無料化と保育料無料化のときに、本当に村長もあちらこちらに講演も頼まれるぐらいすごくいい施策をやったということで評価されたと思うんですけども、今現在ではその予算がまだ見通しがつかないということですけども、子育てしやすい村、子供は村の宝としてという考えでぜひ前向きに1,300万円を何とか捻出して実現できたら、さらに孀恋村がいい存在、子育てしやすい村としても評価される村になると思いますので、そのことを強く要望してこの質問を終わります。

○議長（土屋幸雄君） 以上で伊藤洋子さんの一般質問を終わります。

◇ 上 坂 建 司 君

○議長（土屋幸雄君） 続いて、上坂建司君の一般質問を許可します。

上坂建司君。

[4番 上坂建司君登壇]

○4番（上坂建司君） 議長の許可をいただきましたので、幾つかの問題に対して一般質問します。

村の現状。

ここ数年にわたり、コロナの影響で村の各行事も正常に行われず、当初は固定資産税の減免や不況対策として国・県からの助成もあったが、長期にわたる助成金もかなわず、倒産状況の手当ては各営業者の自立更生に追い込まれています。

このような中で、村行政も税収不足で各予算にも影響が見られます。村の幾つかの事業も、少ない税収の中で村長や村当局の一段とした工夫や努力、英知が望まれます。そこで、幾つかの今後の村づくりを伺いたい。細かくいちいち全部でなくても、要望したことについて概略で説明ください。

今後の村づくり。

主幹産業の農業対策の今後の方針はどう対応するのか。

観光産業はどう展開していくのか。

鹿沢温泉の清流を復元して、活気ある温泉集客の具体策は。

万座温泉の観光地としての整備はどう考えているのか。

バラギ高原の再整備の観光開発はどう考えているのか。

村営スキー場の不良債権の整理を確実にする考えは。

バラギ湖のサイクリングロードを含むワカサギの復元の考えは。

孀恋スキー場の夏の運動場に変換する対策の考えは。

新たに石樋付近に温泉をボーリングして、温泉付保養所にする考えは。

J R 万座鹿沢口の駅を中心とした、国や県に助成を頼み、将来は第3セクター等の準備の考えはあるのか。

鎌原観音堂の周辺の直売所はどう活性するのか。

水車小屋の貸付けの家賃はどうなるのか。

新たに青山地区開発の具体化するビジョンは計画を考えているのか。

以上、残り少ない村長の任期中の課題の見通しは無理である。このほかにも孀恋会館、役場建設、村営住宅の整備、上信道の取付けなど多くの諸問題を実現される責任を感じているなら、村長として任期も長い、これらのめどや計画されたものを実現される兆しがつくまであと一步の踏ん張りが必要である。引き続き我が村のために燃えるような情熱を秘めて、頑張る気力があるのかを伺いたい。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 上坂建司君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 上坂議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

第1問目でございますが、主幹産業の農業対策の今後の方針はどう対応するのか伺いたいというところにつきましてお答えをさせていただきます。

コロナ禍に直面する状況において、世界的な人口増加に伴う需要の増加、ロシアによるウクライナ侵攻の影響による原材料価格の高騰、原油価格の上昇による物流費や包装資材などの値上がり、円安による輸入コストの上昇など生産コストの上昇に加えて過疎化や高齢化、担い手不足など従前からの諸課題山積により、農業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しておるところでございます。

また一方では、田園回帰や関係人口の創出など新しい潮流が生まれるなど大きな転換期を迎えていると思われまます。

ご質問の基幹産業である農業における今後の方向性についてでございますが、以前より重

要課題としてお示しのとおり、農業労働力の確保、環境保全型農業の推進、有害鳥獣対策の推進を柱にスマート農業の推進など、各種助成制度の活用によるキャベツ産地の維持発展はもとより、米作りや少量多品目栽培に着目した経営体系の支援に努めてまいりたいと存じます。ご理解いただきますよう、よろしく願いをいたします。

第2点目で、観光対策をどう展開するのかということで、各地域の観光対策についてのご質問がございました。

鹿沢温泉につきましては、湯尻川、たまだれの滝周辺について少しずつではありますが、整備を進めてまいりましたが、台風19号により被災し、現在に至っている状況でございます。今後は、現地を見ながらにはなりますが、被災した湯尻川沿いの遊歩道の復活やたまだれの滝の再整備を含め、鹿沢の最大の魅力である自然を生かした魅力発信により集客に努めていきたいと考えます。

次に、万座温泉の整備についてでございます。

ご存じのように地区全体が国立公園の特別地域でございます。また、土地の所有形態につきましても、環境省や社有地などが大半を占めているため、様々な調整が必要かと考えます。

また、環境省では、景観改善に向けた廃屋撤去の取組を行うとのことであり、跡地利用についても今後、計画していくとのことでございます。

さらには、万座地区ではSDGs達成に向けた取組として、小水力発電を検討していきたいとお話も出ております。

万座温泉の整備について、引き続き環境省、地元観光協会との連携を図りつつ進めてまいりたいと考えております。

次に、バラギ高原でございますが、スキー場につきましては全員協議会でもお話をさせていただきましたとおりでございますので、ご理解いただければと思います。

続きまして、バラギ湖についてでございます。

サイクリングロードにつきましては、現在、バラギ湖を周遊できる2キロのコースがございます。また、新たに整備を計画しているトレイルランのコースも林間コースとしての展望がございます。

ワカサギにつきましては、土壌流入により水深が年々浅くなり生息できる水域が限られてきていることや、鳥獣などにおける補食対象になっているのが現状であり、安定的な卵の確保、群馬県水産試験場と連動してワカサギの卵のふ化率の向上、これによってバラギ湖で卵をふ化させて多くの稚魚を入れて、ワカサギ営業は成り立っているとのことでございます。

より踏み込んだ対策としては、土砂の浚渫により生息できる水域帯を確保することが挙げられますが、事業規模が大きく多額の予算もかかることから慎重な対応が必要であると考えます。

次に、石樋付近についてでございますが、国立公園内であり、保安林でもあるため、掘削や土石採取の際には許可が必要となります。また、温泉付保養所の建設にはボーリングに関わる地質調査や掘削工事等のほか、施設建設に多額な費用が必要となるため慎重に検討したいと考えております。

次に、J R万座鹿沢口駅を中心とした第3セクター等の準備でございます。

全国における第3セクター等による鉄道運営の経営状況は、地域での人口減少や少子高齢化により厳しい経営状況が続いています。また、令和元年の台風19号被害で、J R東日本は莫大な費用をかけて早期の運行再開をしていただきました。本村としては、利用者数を増やす取組に努力していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、鎌原観音堂周辺の直売所についてでございます。

孺恋村農産物等直売所あさまのいぶきにつきましては、地方創生推進交付金を活用し、テラスの設置並びに体験交流事業のメニュー開発を現在実施しているところでございます。体験交流メニュー等を活用し直売所周辺への集客を図り、地域活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、水車小屋の貸付けの家賃についてでございます。

本年9月の第7回議会定例会における伊藤議員のご質問に対し、総務課長よりお答えしたとおりでございます。経営状況を確認させていただき、事業の継続が厳しいと判断された場合に減免などを行っているものでございます。社会情勢や経営状況により個々に対応してまいりたいと考えますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

次に、青山地区開発については、国土交通省によりますストックヤードの整備が先行して行われます。計画では、令和5年度より工事着手となり、完成まで二、三年を要するとの連絡を受けております。工事完成後を見据え、ビジョン計画の策定を進めていきたいと考えております。

最後でございますが、どうするんだというお話でございました。

上信自動車道、現在年間、本年度、先ほど申しましたが、補正を含めて120億円確保できました。今後も引き続き120億円を目標に国へ予算確保をしっかりとまいりたい。あわせて、田代地区までの整備区間の格上げ、来年度末を目標に今までもお願いをしてまいりまし

たが、今後もお願いをしてまいりたい。

この基幹的な未来に向かっての社会インフラ、最も基本的な社会インフラだと考えております。これに従いまして各々のアクセス道路、先ほど石野議員からもご質問がありましたが、道路体系の整備、これらも考えて村全体のグランドデザインが必要であろうと。

それから、教育長がお答えをさせていただきましたが、鎌原観音堂を中心とする文化庁、県の教育委員会等のご指導をいただきながら、地域計画をしっかりと今後6年をめどに完成していく必要があるであろうと。

ましてや当面する課題として公共施設の再編計画があります。今までも議会でも、婦恋会館より防災対策の拠点である役場のほうが先であろうという何人かの方々からもご指摘を受けたとおりでございます。これには大金がかかるわけございまして、しっかりとそのファイナンス、財政規律を守る、それにはやはり財政の一つの手法としてPFIも十二分に検討する状況にあると考えております。

それから、3つのスマートシティということで先ほどもお答えさせていただきましたが、婦恋村をDIGI田甲子園、47都道府県で町村の部において金賞を得たと。第1に減災・防災対策のスマートシティ、第2にドコモの人の移動データを活用した観光振興、第3に地域住民のマイナンバーカードともリンクする、基幹系16事業におけるリンクを図った村民の住民の利便性の向上、このスマートシティを実装で内閣総理大臣賞を受賞しましたので、これからは実戦でしっかりトップランナーとして取り組んでいく必要はあるであろうと思っております。

これらを勘案しますと、自分の健康の管理に十分に気をつけながら、また謙虚に村民の意見に耳を傾けながら一生懸命取り組んでまいり所存でございますので、上坂議員のご質問に恥じないようにしっかりと前を向いて進んでまいりたい、こう思いますので、ご理解とご協力を切にお願い申し上げます、お答えとさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 再質問以降は一問一答で行います。

上坂建司君。

○4番（上坂建司君） 総括してご意見を補足します。

今後の村行政の夢ある村づくりは問題が山積みされています。これら諸問題を確実に順次実行していかなければならないと思います。他のリーダーの出現も現在では私の眼中には見当たらず、引き続き頑張ってもらいたい。

これらのことをつけ加えて、今回の一般質問は終わりとしたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 以上で上坂建司君の一般質問を終わります。

◎閉会中の継続審査申出について

○議長（土屋幸雄君） 日程第3、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長から、委員会における調査中の事件につき、お手元に配付しました一覧のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） 異議ありませんので、申出のとおり決定されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（土屋幸雄君） これにて、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和4年第9回嬭恋村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時02分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年 月 日

議 長 土屋 幸雄

署 名 議 員 石野 時久

署 名 議 員 上坂 建司